

○国務大臣(天野貞祐君) これは御承知のように去年の両院協議会できまつたことですけれども、併し私どもはそれをどうかして今度提案したようにし

おかしいことになるのでありまして、この点一つ明確に御答弁願いたいと思います。

○国務大臣(天野貞祐君) 政党内閣な

くわかるのです。そうすると、これは地方公務員法によつて市町村の下に組合を作る、そして更に県単位の連合体を作る、こういう事態になつて来て

けれども、作り得ない状態にあるのではないかと、こういうふうに思うのですが、文部省の見解はどういうふうにお考えですか。

○荒木正三郎君　すでに五月十日の期限が切れて、この問題は文部省にとつても重要な責任のある問題なんです。これが調査されておらないという

ふうなことでは、これは非常に無責任だと思ふのですがね。これから調査する、そういうことでは非常に無責任な態度と言わなければならぬと思ふのですかね。

○政府委員(稲田清助君) これは私がお答えに当りまして……、或いは文部省においてできているかも知れませんが、けれども、今私以外に政府委員がいなかったものですから、調査の上お答えいたしますというのには、そういう意味も含めてと御了承頂きたいと思ひます。

○荒木正三郎君 それでは適當なことから伺いたいと思ひます。

○委員(梅原眞盛君) どなたかいないのですか。

○政府委員(稲田清助君) 今本省から呼んでおりますから……。

○荒木正三郎君 で、私のこの点は文部大臣も十分御承知だと思ふのですが、文部大臣の考慮を煩わしたいという問題になつて来るわけです。少くとも仮に参議院で議決されたものが衆議院において議決されない、衆議院においては議決されないという事態が起つた場合に、地方公務員法並びに教育公務員の特例法に規定されている合法的な組合が少くとも教員団体においては発足できない事情にある、現在そういう事情にある。これはそういう教員団体側の責任と申すべきでしょうか、と村側の責任と申すべきでしょうか、とある。これをどう解決して行くかというところは、これは文部大臣においても十分考へて頂かなければならぬ問題だということをお願いしたいと思ひます。

○岩間正男君 今の場合の混乱というのは、これは非常に残念ながら政府のほうへは準備不足でいろいろな事態に對するところができない、そういうことなんです、とにかくその問題を解決するために、あのような閣議決定を見て法案が提出された。そうして一院においては満場一致でこの問題をとにかく議決している、ところがそれについて実際は一院がまだ議決されてない、そこでこういう事態が起つた。そうしますと、この責任は全部文部省にある、当然そういうような責任の主体は文部省にあると、私たちは解釈せざるを得ないのでありますが、この点は大臣はお認めになりますか、ありませんか。

○國務大臣(天野眞祐君) これは文部省ではそういうことが起らんように十分やつて来ているのであるけれども、立法府がそれを承認しないのですからして、承認しないとしたら責任は立法府にあるという結果になります。

○岩間正男君 それは少しおかしいじやないですか。そういう事態に對するために立法して、それが通過しないからといって立法府の責任であるというふうにはできません。行政府はそれ全部その問題を解決するために万全の手を打つて置くべきで、そういう混乱を起さないようにあらゆる場合に對処するのが行政府の任務だと思ふのですが、いいですか今の御答弁で。立法府の責任であると言つて立法府に責任を被されていいですか、それでかまいませんが、いいですか。これは今後もあることですか……。

○國務大臣(天野眞祐君) それに間に合ふように政府としてはやつたんですから、それが立法府によつて容れられないとなれば、これは立法府が責任を負うべきであると思ひます。

○岩間正男君 そうしますと、今のような御答弁だと、文相としましては、立法府に對しましてどういうような措置を以て臨まれるのですか。自分の責任は全部文部省にはないというわけですか。立法府に全部責任があると、こういうことになりますと、自分は全然責任を感じないで、そうして立法府にあるとすればこの問題をどういうふう

○國務大臣(天野眞祐君) 自分たちとしては十分な努力をして来たのです。それからまあ今後又努力をしようと思つております。併し責任の所在というならば、自分たちはこれを十分間に合ふようにやつたのだけれども、立法府がこれを容れないというのであれば、立法府に責任があると思ひます。

○岩間正男君 これは誰の見解ですか。今の立法府に責任があるというものは重大な発言だと思ふ。見通しの問題もありますよ、努力の問題もありますよ。政府は飽くまで立法府として、原案提出者として、そしてこれを提出した限りは、通過のために大きく努力して、そしてその結果うまく通過しなかつた、その結果いろいろな混乱が起きた、この責任は立法府に押付ける、こういうことではないのでありま

○國務大臣(天野眞祐君) 文部省の法律の解釈によれば、立法府優位ということから、責任の所在は立法府にあるという解釈です。

○岩間正男君 そういふ私は抽象的なことをお聞きしているのではないのでありまして、この問題を解決する上には、これは立法府のそういうような通過させなかつたという形においては、これは立法府にあるというふうな解釈がつくだろうと思ふ。併しながらそれを提案し、提案の必要を認め、そしてそのためにいろいろなことを進めて来た行政府としては、文部省としてはその責任を感じないならんというのですか。

○國務大臣(天野眞祐君) これは我々としてちよつと聞き捨てにならない言葉なんです。これは全体の運営の問題になつて来るわけなんです。単に文部委員会の小さな問題じゃないのです。只今の御発言というものは、これは運営全体の今後の立法府と行政府の責任問題として、私たちはこれはもう少し譲渡あたりでも究明しなければならぬ問題になつて来ている、こう思ふのです。そういうことで差支えありませんか。……只今の御答弁は非常にいいだと思ふ。行政的責任と、これを通過させない立法的な責任が一応あると形の上では言えると思ひます。が、私のお聞きしているのは行政的な責任を伺つてゐる。そうして下のほうでいろいろな混乱を起してゐる。これについてどこが責任をとつてこれを善処すべきものであるかというところをお聞きしている。この点はどうか。少しも差支えありませんか。

○國務大臣(天野眞祐君) 先ほど大臣が申しました通り、五月十日までに法

来ているが、如何ですか。

○政府委員(相良惟一君) 只今岩間先生から、行政府の責任を、行政上の責任を問うという、そういうことならば非常に結構なやり方だと思ひます。

○岩間正男君 私どもはそう言つていじやないか、下のほうで混乱が起つて實際うまく行かなかつた、こういうことに對する責任は誰が負うかということをお願いするのじやありませんか。

○政府委員(相良惟一君) 法律案提出に至るまでは、これは政府の責任であります。そういう点から考えまして、法律案提出や多少その他について、時期等の点につきまして遺憾の点があつたことは認めざるを得ないと思ひます。

律案が通過すれば、この問題はかような事態が生じなかつたわけでございますので、政府といたしましては五月十日までに必ず通すように最善の努力を払つた次第であります。併しながら、遺憾ながらこのような事態を生じましたことについては、行政上の責任は勿論感じております。

○岩間正男君　そういう場合に、私は今までの政治の……これは戦争前の状態を見ますと、そういうときには行政府は非常に責任を感じて万般のこれに対処する、或いはその責任を負い切れない場合には潔く責任をとつて辞職する、こういうことが今までの政治の当然少くとも私は常識であつたと思ふ。然るに私が今そこをどうやらや問ひ詰めますと、初めて行政的な責任云々ということになるのであります。全然この問題を立法府だけだと、最初答えておられるような認識程度では私は重大問題だと思ふ。これは政府の責任の問題である。こういう形でやられていくから、これは希望して通ればよかつた、通ればよかつたのだが、残念ながら我々は努力をしたけれども通らなかつた。そのためにいろいろな混乱が起つたのだから、その責任のため善処するのは当然と思ふ。そこまで責任を感じておられるのですか。これは形式的なことではなくて、今起ろうとしているところの混乱に対してどういふ善処をするか、善処し切れるか。し切れないとすれば深く責任をとるべきだと思ふのであります。そこまで大臣は決意を持っておられますか、その点をお聞きしたい。少なくとも政治というのは責任がなければ仕様がなし。独立したんだと言つてのですから、占領はけじや

困ります。一応どう思ふか……。

○政府委員(相原惟一君)　五月十日までに教育公務員法の改正が実現しなかつたために、これによつて生ずるであろうところの混乱を避けるように、目下最大限の努力を払つております。

○岩間正男君　それを聞いてゐるの、答えてみて下さい。(具體的に話して下さい)と呼ぶ者あり。私はさつきから聞いてゐる。具體的に挙げ……。

○政府委員(相原惟一君)　今後、私も当初意圖いたしましたような単位の職員団体が認められるかどうか、そういうことについていろいろ関係方面と協議中でございます。

○岩間正男君　それだけですか。現実には協議してゐると言つたつて、現実にはどう対処しますか。少なくともどう対処します。現実には問題が起つてゐるのですから、これについて先ず手を打つてもらわなければなりません。それから、然るのちはあなたたちで御協議なさるとしても、すでにそういうことができていなければならぬ。先ほど荒木君から出た問題、地方公務員法は現実には履行されていない、履行されていないのです。法違反なんです。法違反の形に追い込んでおる、こういう形なんです。めちやくちややないですか。ただ相談してゐるぐらいで具體的に処置しておるということになりますか。

○政府委員(相原惟一君)　この参議院で以て可決いたしました教育委員会法の改正、並びに特例法の改正がまだ衆議院のほうへ附議がわかつておりませんので、衆議院のほうで満了すべき結果が実現されるように私も目下努力中でございます。

○岩間正男君　それは一つです。それから私は善後措置と二つに分けてさつきからお聞きしてゐるのです。相原議長あとの問題は留保しておいても先きに先きの問題を一つ、あの法案をどういふふうに対処すれば、これは今から可能性があるか、成立する可能性があるか、法的にこれを一つお聞きしておきます。

○政府委員(相原惟一君)　その点につきましては、溯及して、五月十日に通つて県単位の団体を認められるか、認めることができるかどうか、この点につきましては法務府の見解を目下徴してあります。そのようなことができません。……。

○岩間正男君　結論はまだ出ませんか。○政府委員(相原惟一君)　まだ今のところはつきり出ておりません。○岩間正男君　いつ頃出るのですか。○政府委員(相原惟一君)　できるだけ早い機会に法務府のほうからの見解をもらうように折衝してあります。○岩間正男君　それで以て間に合いますか。大体はそういう波及の時間は、これは二週間以内とか何とか聞いておりますが、それはどうですか。余り時間が過ぎたしてしまつてはそういうことが困難だと聞いています。すでに今日は十六日ですね。どうなんですか。○政府委員(相原惟一君)　非常に時日が遅延いたしますと、溯及することがむずかしいというように聞いておりますが、間に合うようにしたいと思つております。

果が実現されるように私も目下努力中でございます。

○岩間正男君　それは一つです。それから私は善後措置と二つに分けてさつきからお聞きしてゐるのです。相原議長あとの問題は留保しておいても先きに先きの問題を一つ、あの法案をどういふふうに対処すれば、これは今から可能性があるか、成立する可能性があるか、法的にこれを一つお聞きしておきます。

○政府委員(相原惟一君)　その点につきましては、溯及して、五月十日に通つて県単位の団体を認められるか、認めることができるかどうか、この点につきましては法務府の見解を目下徴してあります。そのようなことができません。……。

○岩間正男君　結論はまだ出ませんか。○政府委員(相原惟一君)　まだ今のところはつきり出ておりません。○岩間正男君　いつ頃出るのですか。○政府委員(相原惟一君)　できるだけ早い機会に法務府のほうからの見解をもらうように折衝してあります。○岩間正男君　それで以て間に合いますか。大体はそういう波及の時間は、これは二週間以内とか何とか聞いておりますが、それはどうですか。余り時間が過ぎたしてしまつてはそういうことが困難だと聞いています。すでに今日は十六日ですね。どうなんですか。○政府委員(相原惟一君)　非常に時日が遅延いたしますと、溯及することがむずかしいというように聞いておりますが、間に合うようにしたいと思つております。

○岩間正男君　それでは大臣に伺います。○政府委員(相原惟一君)　非常に時日が遅延いたしますと、溯及することがむずかしいというように聞いておりますが、間に合うようにしたいと思つております。

○岩間正男君　それでは大臣に伺います。○政府委員(相原惟一君)　非常に時日が遅延いたしますと、溯及することがむずかしいというように聞いておりますが、間に合うようにしたいと思つております。

○岩間正男君　それでは大臣に伺います。○政府委員(相原惟一君)　非常に時日が遅延いたしますと、溯及することがむずかしいというように聞いておりますが、間に合うようにしたいと思つております。

○岩間正男君　それでは大臣に伺います。○政府委員(相原惟一君)　非常に時日が遅延いたしますと、溯及することがむずかしいというように聞いておりますが、間に合うようにしたいと思つております。

○岩間正男君　それでは大臣に伺います。○政府委員(相原惟一君)　非常に時日が遅延いたしますと、溯及することがむずかしいというように聞いておりますが、間に合うようにしたいと思つております。

て衆議院におけるところのこの法案の通過についてどういふ見通しを持っておられますか。そして今後どういふふうな点で努力されますか。これを具體的に伺ひたい。

○國務大臣(天野貞祐君)　見通しということは、私はつきりここで申しかねます。ただそのやり方については先ほども申し通り党の首脳のかたに連絡をいたしておきます。

○矢嶋三義君　簡単に伺ひたいしますが、一つの問題になることではないですか、一つの法律案が必要なる期日までに成立する見通しがややあやしい場合には、従来文部省はよくよくかく／＼の法律案が成立するつもりであるから、然るべく取計われないといふような運知を過去においても出されておられたわけですが、只今問題になつております。若千の時日がずれるようなことがあつても、實際上支障が起らないように取計われるという文部政府委員の答弁もあつたわけですが、五月十日以前においてかくのごとき手を打たれておられたか、打たれていなかったか、現在何かの通知でも出されておられるか、出されておられないかという点を伺ひます。

○政府委員(相原惟一君)　たゞ／＼数日前に全国都道府県教育長の会議がありましたので、その関係官のほうから今までのいきさつであるとか、今後の見通し等について種々協議いたしました。

○矢嶋三義君　数日前というは十日頃ですね。その前に出されてなかつたといふことは、十日前に成立すると確信しておられたと、こういうわけですか。

ね。それから協議したと言いますが、成立する見込みであるし、文部省としても努力しておるから、余計な混乱を起さないように現状のまま暫らく進んでおるという、こういうふうな示達をされたわけですか。

○政府委員(相原惟一君)　私実はその会議におきませんでしたので、あとから報告を聞いたのでありますけれども、この問題について混乱が生じないように十分な配意を払うような注意をしたというように報告を受けております。

○矢嶋三義君　先ほどから伺つてゐる、どうも手の打ち方が私は不十分だと思ふ。いつも文部省は問題になりなすけれども、そういうものを書面によつて常に出すのが一つの例になつておるわけでしょう。更に審議の過程において文部の政府委員から、そういう答弁もあつておるわけですが。然らば十日以前において適當なる文書によるところの指示がされておるべきであるし、ましてや十日を過ぎたあとにおいては的確なる文書によるところの通達、指示というものがなされておるべきだと思ふのでございますが、只今の答弁においては誠に不満足でございますが、次に質問を進めます。

大臣に伺ひたいと思いますが、大臣は黨員ではございませんけれども、自由党内閣に列せられておるわけですが、私は議院運営委員会、吉田内閣のスポンサーとして、代表者としての官房長官から、法案を国会にかけるに當つては閣議を通過する以前に於いてあらゆる法律案は必ず自由党の政調会のほうに諮つて、その了承を得た上で閣議にかける、そして閣議を通過し

ておるだけでは、實際はそういうふう
に現われて来ないというところ、實際の面
においては非常に困りますので、現在
でも御尽力をなさつておるわけでござ
います。が、こういう事態がございま
すので、更に一層御検討の上御善処を切
に要望いたしまして、私の質問を一応
打切ります。

○高田なほ子君　お尋ねをいたします
が、先ほど相良総務課長のお話では、
これは文部大臣も同様であつたかと思
いますが、五月十日までに確とした見
通しを実は持つておつた。確かに私は
そうであるところを信じているわけで
す。ところが大臣の御答弁によりまし
と、政府と与党内における事務的な折
衝が不十分であつたためにこの見通し
が途中からずれて来た。こういう総合
的な御答弁であつた。事務的な折衝と
いうことは、これはやはり一つの形式
的な問題であると思ひます。裏を返

○高田なほ子君 私はこの点について非常に遺憾に思ふのであります。前年度、教育公務員特例法の一部を改正する法律案、これが通過いたしましたてか

についていろいろ党のほうにも意見の違つたかたもあるのです。そういうかたがたとよく協議をし、事務的にも連絡をして、そうしてこれを成立たせ

ここで私が具体的にお伺いしたいと思う
点は、今現在、今はこれは職員団体
というものは認めておらないわけであ
ります。でありますから、これに伴う

も当然だと思うのであります。それはまああなたの言葉の表現と私の表現の違いで、内容においては同じ問題であります。そこで私が申上ずているの

○政府委員(相良惟一君)　そういうよ
うな摩擦が生じないように、数日前の
教育長会議でも文部省のほうからいろ
いろ懇談したというふうな聞いてお

○高田なほ子君 懇談したというふう
に聞いております。これはお話しに
ならない。何をどなたがどういう点に
ついて話されたか、それを私はお聞き
したい。

○政府委員(梅原隆一君) いずれすぐ
担当の局長が参りますので、局長のほ
うから答弁いたします。

○委員長(梅原隆一君) ちよつと速記
をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(梅原隆一君) 速記を始めて
下さい。

○相馬勲治君 今問題になつてゐる問
題がいかばかりかということになれ
ば、自由党内にもそういう特例法
案がないほうがいいと思う人があるか
らこういうことになつてしまつたの
で、これは意見の食い違いで、そこで
議論をして幾ら叩いてみても片付かな
い問題であらうと理直の上では考へる
のですが、大臣に私どもが先ほどから
各委員が触れてゐる問題は、この法律
案がいかばかりかという問題では
なくて、全く我々は筋の了解に苦し
んでゐるわけですから、それは参議院、参議
院において全会一致で通つて、その場
合に我々が考えたことは、この前は西
院協議会で問題になつた問題であるか
ら、これは簡単に片付かないと実は
思つてゐたんです。ところが政府提案
で出て全会一致で通つたというので、
我々は文部省の努力を多とすると同時
に、自由党の理解に對して敬意を表し
たわけなんです。ところが今度は突如とし
てこういうことになつて、参議院にお
いては提案理由も聞いていない、そこ
で各政党においてはこれは実に重要な問
題であるとして、参議院では今ハウス

の問題となつて発展してゐる、それが
なぜ発展した形が現れていないかと
申しますと、これは梅原委員長を初め
として努力されると同時に、参議院の
自由党の諸君も又本問題の解決につい
て努力してゐるというのを我々は聞
いてゐる。そこで何とか解決付くであ
らうと思ふが故に、これをただ公式的
な問題として、ハウスの問題としては
議論をしないほうがいいのじやないか
というのを、誰か打合せたのでもな
く、各党派考へてゐるもので、こうな
つてゐると思ふのです。この段階では文
部委員会は飽くまでこの問題を追及せ
ざるを得ない段階に置かれてゐるわけ
です。そこで先ほど矢嶋君、高田君か
ら具体的問題が聞かれておりますが、
これは我々として考へることは、
常識的に日教組も県教組もこの法律の
如何にかかわらず存在してゐるという
ことを確認してあります。別な意味で
言へば、如何に自由党がどうあらうと
も、教員組合という団体にとつては
いぢやならんだというところは言ひ得
ると思ふのです。ただ問題は、トラブル
が将来起きた場合に、一体教員組合の
専任職員などというものは法的にどう
保護せられるのであらうかということ
を懸念いたします。故に、この空白
時期を我々は考へて問題にしているわ
けです。そこで教育長会議で話合つた
とか何とかいうことだけでなくて、何
かそれが拘束力を持つたような意味に
おいて、やはり責任ある答弁を大臣か
らされたいというのが我々の願ひなん
です。勿論相手のあることですから、
そういうトラブルが起きるにきその通
りにならないかも知れない。併しこの職
員団体については、法の上から言へば

いろいろ問題であるけれども、それに
ついてはどこまでも好意的に今まで通
りに常識的にも守るという意思を持つ
てゐるのであるかないかであるか、そ
れが積極的な意思であるのかどうなの
であるか、これを我々としてはこの段
階でお聞きしたいと思ふのです。それ
を聞いただけでは問題は解決してあり
ません。法的に守られないものが政府
の見解だけで満足すべきものでないと
私は了解しておりますが、文部委員
会としては、せめてこの段階において
は文部大臣の意思が余蘊にあるかとい
うことを確かめて、せめてものこの立
法府にある我々としての失態を、これ
はまさに失態です。両院は一致してゐ
るんですから、(我々は失態ないよと呼
ぶ者あり) 広く言へば失態です、そう
いう分担しなければならぬその失態
に對しても、我々はこういうことを追
及する立場に立つてゐるので、どうか
これらについての基本的な考へをやは
り大臣から明確にされたい。それから
第二は關係と話を努力されてゐる
とおつしやつておられますけれども、
大臣としてはこゝろ、二日のうちに正
規に閣議にこの問題を出して解決の糸
口を見出すべくこの問題を閣議そのも
のの問題にする御予定があるかどうか、
この二点について承つておきたい
と思ひます。

○岩間正男君 只今の御答弁に關連し
ますが、そうすると飽くまでも現行の
県単位の線をとらなければならないの
で、それをどこまでも推進する、この
点はそのように了解してよろしうござ
いますか。

○岩間正男君 只今の御答弁に關連し
ますが、その法案と関連ありま
せんが、若しあの法案については従前
も努力されたのでありますが、若し困
難な場合にも飽くまでそういうような
線を推進するためにいろいろな措置を
する、その中には無論立法的な措置も
含まれるのでありますが、そういうこ
とも考慮されて今後努力する、こうい
ふふうにこれは解釈してよろしうござ
いますか。(議事進行と呼ぶ者あり)

○岩間正男君 当然私は現在の給手関
係、或いは勤務条件、こういうものを
見ますと、市町村設置というものはと
てもこれは時間がかかつて多くの時間
を要する、当然そこに空白が生ずる、
どうしたつてこういう形からは今の県
単位の線を飽くまで堅持するといふよ
うな方向に努力せざるを得ないと思ふ
のでありますが、こういう点ははつき
りそう確認されておりますかどうか、
この点伺いたいと思ひます。

○政府委員(久保田隆一君) 只今の御
質問で、相当時間を要すると言われま
すが、私も先ほど来御質問があつた
ように伺いましたが、教育長あたりと

もいろいろ相談をいたしておりました
で、できるだけその空白時間をつめる
ということに努力をいたしたいと思ひ
ますので、非常に長く時間がかかる
ということを前提にしないで、成るべく
時間をつめて、かかないようにしま
すから、この審議中の期間を一方又利
用いたしまして、その空白をつめると
いうことに努力したいと思つておりま
す。

○岩間正男君 私の空白と言つたの
は、仮に市町村などで作るといふこと
になれば非常に大きな空白が出る。そ
ういふことは現行法ではこれは全然で
きないような条件になつてゐる。(そ
の通り)と呼ぶ者あり) 客観的な条
件はどうかという、これは給手の実
態を見ても勤務条件を見ても、そうい
う点から市町村で作るといふものでは
實際に意味をなさない。だから当然
そういう点から考へてその線を堅持し
て、県単位の線を推される、こうい
ふに確認していいかどうか、この点
を伺つてゐるのです。その空白とい
ふのは、今通つてゐる法案が実現するま
でにどうなつて行くかといふような
意味で私は空白といふことを言つたの
ではない。その点思い違ひはしないよ
うに願ひたい、久保田局長もう一遍お
答へ願ひたい。

○政府委員(久保田隆一君) 只今私の
申上げたことは、この国会の審議中の
期間もいろいろ併せて利用して行くこ
うの意味でございまして、勿論その審
議の結果がどうなるかといふことを私
ども予測して申すわけには参りませ
んが、大臣からお話の通り、初めの形
通り実現したい、そういう意味で努力
をするわけでありまして、仮に市町

村単位のものできて、それが一つの連合体として活動できるようにするための準備という意味からも時間をつめて努力しなければならぬ、こう申したくてあります。

○岩間正男君 これは仮にというよりも、先ずこういうことに努力するのだ、そういうことは確認されておるわけですね。それなら承知しました。

○矢嶋三義君 大臣にお聞きしたい。これは委員長は必ず／＼しているのですけれども、時間の関係で御遠慮をなさつておられるようですが、文部大臣の一大事な発言があつたのです。と申しますのは、実は本年五月十日まで県単位の職員団体を認めて、そのあとは市町村単位に設置するときまつておつたのを考え直した結果、よくないので更に一年間継続するように提案したのだ、こういうふうに御発言になりましたが、どうか昨年の両院協議会の速記録を御覧下つて、両院の立法院の意向というものを是非御確認の上閣議においておきめ願いたい。

○委員長(梅原眞隆君) それは私から大臣に申し上げます。ちよつと速記をとめて……。

○委員長(梅原眞隆君) 速記を始め……。

○矢嶋三義君 来年行われる世界卓球選手権大会に我が国の代表を派遣する問題について御質問申し上げます。第一番に安本の貿易局長にお伺いいたします。時間がかかりますから御説明申し上げます。時間が申上げますと、前回の世界卓球選手権大会で我が国の選手は七つの選手権のうち四つを取つた。次回はルーマニアで行われるわ

けでございませう。その次回の選手権大会に是非参加したい、これが我が国の卓球協会の意向でございませう。それで渡航するためには旅券と外貨を獲得しなければならぬのであります。が、ルーマニアに選手を派遣するに當つて外貨上の問題があるかないか、その点お伺いしたい。

○政府委員(板垣修君) お答えをいたします。その問題は来年のことでありまして、まだはつきり私どものほうといたしましては、確認も承認もいたしておりませんが、一度大蔵省からそういう計画があるというのを披露したことがございませうが、その際まだ時間があるというので一応留保になりましたが、外貨に関する限りは私どももいたしましては、その大きな支障はないのじやないかというふうに考えております。ただあそこは御承知の通り米ドルでございませう、只今の要求では十二人で二万四千ドルという要求になつておりますので、それが全額認められるかどうか、今後まだ審議しなければわかりませんが、全然不可能だということは米ドルの保有状況より見て差支ないと思ひます。ただ旅券そのほかの問題はないと考えております。

○矢嶋三義君 と申しますことは、金額は別として、ともかくドルの信用を持つておれば、たとえルーマニアであろうが、外貨関係では渡航できないというこは、ない、こういうふうに了承して差支ないわけですね。

○政府委員(板垣修君) その渡航がどうかという問題を申上げたわけじやないの、米ドルの支出のほうは全額出せいかどうかは別問題として、不可能で

はないということですね。ただルーマニアに行けるかどうかというこは実は私どもの管掌ではないわけでありませう。

○矢嶋三義君 それでは外務省の松尾渡航課長がお見えになつておりますからお伺いいたしますが、具体的に例えばルーマニアの世界卓球選手権大会に選手が参加したい。それで旅券の申請をした場合に、現在の我が国の旅券法においてその旅券を交付するのが私は当然だと考えるのですが、松尾課長どういふふうに考えていらつしやいませうか。

○説明員(松尾隆男君) お答えいたします。この問題は丁度皆々御承知の通りモスコの国際経済会議のときにも問題になりましたように、旅券法の建前から見まして、今我が国の人々が海外に出かけますときに、身体、生命の安全の保障につきまして心配があると思ひましたときには、旅券は出さなくともよろしいということになつておるのであります。併しそれは現在では我々我々いたしましてはそういうふうに見ておりました、又来年になつてこの卓球大会が開かれますときには、事態がどういふふうに変つておりますかわかりませうから、そのときはそのときで又新たに考慮するべき問題だと私は考えております。

○矢嶋三義君 お伺いいたしますが、世界各國で旅券を交付する場合に、生命、身体、財産に危険があるという観点からあの旅券法を適用して旅券の交付のできないという国が今幾つくらいございませうか。具体的に一つ承つておきたい。

○説明員(松尾隆男君) それはソ連及び

びその衛星國については、全部そういうことを申上げられます。

○矢嶋三義君 それはあなたに課長さんですが、外務省の一貫したそれは御見解でございませうか。

○説明員(松尾隆男君) さようでございます。

○矢嶋三義君 一貫した見解であるとして、御存じでしょうが、その理由をお聞きしたい。体育の選手までがルーマニアに行つた場合に生命、身体、財産に危険があるか……、モスコにおいでになつた高良さん、帆足さんなどがお歸りになつたらどうかと興味を持つて今見ておるわけでございますが、ましてや国際親善を図るスポーツ祭典に選手が参加する場合に、生命、身体、財産が心配だから親心を以て旅券を交付しないという理由をちよつと簡単にでよろしくございませうから、納得の行くように御説明願ひたい。

○説明員(松尾隆男君) 私どもといたしましては、ソ連及びその衛星國は一律にそういうふうな考えられると存じております。

○矢嶋三義君 これはあなたにお伺いしてもよろしく御無理かと思ひますので、時間がかかりますから切ります。が、ところで大臣にお伺いいたしますことは、大臣に私二回に互つて御質問申上げてゐるわけですが、第一回に大臣はこういうものには是非参加させたい、国際親善の立場からも参加するのがいいというふうな御見解を発表されたわけですね。そのときに、噂に聞くとところによると鉄のカーテン内であるから旅券及び外貨の割当が抑えられておるやに聞か、恐らくデマと思ひますが、

大臣の所見如何でございませうかと伺ひたときに、大臣はそれはそういうこはならないというふうにご否定されたわけですが、今外務省の一貫した御見解となつておりますが、文化の交流を企図し、世界平和をよく口にされるところの文教最高責任者である天野文部大臣は、スポーツはあなたの御所管でございませうが、どういふふうにご承知されるか、承わりたい。

○國務大臣(天野貞祐君) 私は一般論として選手を派遣するというようなことは日本の現在の位置に適當した範圍内においてはそれは賛成だということをおししましたけれども、ルーマニアに対して出したほうがいいという論は私はいたしておりませんでした。それは速記録を調べて頂いたらわかります。私はそういうことは申上げませんでした。ただ卓球のほうはまだ申出も何もないので、それは申出があつたときに、そのときの事情によつて考えたらいいのじやないかと思ひます。

○矢嶋三義君 その申出は御調べ下さればわかりますが、文部省に申出てあります。

それから大臣の説明のうちで、行つていい所と行つていけない所とあるという見解では、今の外務省の見解というものを全面的に支持なさるわけですね。

○國務大臣(天野貞祐君) 卓球協会からまだ正式に何も文部省に言つて来ません。だからして言つて来たときに考えたらいと思ひます。

○矢嶋三義君 第二点について……。

○國務大臣(天野貞祐君) 第二点は、私は外務省がそういうお考えなら、私は強いて異議をそれに対して申す考え

はございません。

○矢嶋三義君 どうも閣内の意見が不統一なんです、昨日のユネスコ問題については大臣も列席されておつたでしょうが、岡崎國務大臣は、文化の交流によつて国際親善を図るということについては、従来の我々の考え方は直さなければならぬと思う。そうして国際親善を図るように今後持つて行きたいというふうな昨日は答弁されてゐるわけですが、こういう政治を超越した国際親善というふうなものは、全く私はこれは国際親善の立場からも、世界平和を確保するという立場からも、これは当然このように私は派遣して然るべきだと思ふのですが、文部大臣が只今のような答弁をされるということについては、私は非常に意外でござい

ます。もう意見は申し上げませんが、更に問題を続けませんが、先般の答弁では大臣の意向であるとして、政務次官からこういう答弁を私は聞いたのです。と申しますのは、ルーマニアはドル圏でもなければポンド圏でもない。従つて参加させたいけれども、外貨上の問題で、通貨上の問題で参加ができないと、こういうふうな政務次官は答弁された。私金融の専門家や、いろいろお伺いし、今板垣貿易局長に承りまして、通貨上の問題は先ず考えられな

○國務大臣(天野貞祐君) 私は要するに、そういう問題がすべて解決するならば何も異議を言ふ考へはないのです。ただ外務省の考へとしてこういうところには不当だといふことが起つたときに、それを強いて排するといふ、そういう考へはないのです。

○矢嶋三義君 そういふ受身でなく、大臣は外務省のそういう考へ方に對して、ともかく卓球協会から正式に申入れがあつて、そういう希望ならば是非とも旅券を下付して参加させる、参加することができるよう積極的に大臣御努力なさる御意思はないのでございませうか、その点伺いたいと思ひ

ます。もうちよつと附加えますが、先般私は質問の場合に、日本卓球協会のほうではルーマニアで開いた場合には参加させてくれない、だから国際卓球連盟会長アイボリー・モンタギューという人に、どうか会場を英國のほうに変更して欲しい、そうしなければ自分らとして四つの選手権を、カップを持つて参加できるから、そこに会場を変更して欲しいと、こういう申入れをしたのですが、この要望も私は非常におかしな要望だと思ひますが、それは参加したい一心から要望した。その要望に對して最近回答が来たのですが、五月八日の毎日新聞に出ておりますが、是非日本

あるから是非参加して欲しい。こういう手紙が国際卓球連盟会長のアイボリー・ア氏から日本卓球連盟の会長に来ておるわけですね。私は大臣は文部大臣として、若し外務省にそういう見解があるならば、私は積極的に努力して頂きたい氣持が強いのでございませうか、如何でございませうか、お伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(天野貞祐君) 私は外国の事情などについては十分よく知りませんが、そういうことは外務省が判断するべきだと思ふのです。けれども外務省がそういう判断をされた場合には、よく私は外務大臣と詰合つて見たと思つておられます。

○矢嶋三義君 これとも関連いたしますから大臣にお伺いいたしますが、一九六〇年のオリンピック大会を東京に招致したいといふのを、東京都と日本体育協会の首脳部とで意見が一致してIOCのほうに要請を發したといふことは、新聞にも出ておりますし、承つておりますが、こういう際にはやはり先ほど外務省側から発言のあつた、いわゆる鉄のカーテンの向う側の選手は招かないで開くのでございませうか。これは大臣が主権者でないから知らないかも知れませんが、そういうことが国際親善のため、世界平和のために適当なものでございませうか、どうでございませうか、大臣の見解を承りたい。

○國務大臣(天野貞祐君) それは私の所管ではないと思つておるのです。が、だから意見を差控えたいと思ひ

○矢嶋三義君 直接大臣の所管ではないのですが、体育行政というものはこ

れは文部大臣の所管でございませう。只今の世界卓球選手権の問題にしまして、或いは一九六〇年のオリンピックの問題につきましても、これは文部省の所管でないという問題は別として、無関係の問題ではないわけですか。少くとも文部大臣としては私は或る見解を持つておられなければならないと思つて、あえてお伺いいたしておる次第でございませう。どうか大臣は、私はまあ吉田内閣の閣員の一人として慎重な態度をとられることは、私は氣持はわかりませうけれども、自信を持つて一つ大臣の所見というものを私はお聞かせ願いたいわけですが。

○國務大臣(天野貞祐君) ただ運動競技という観点だけなら何も論はないことだと思ふのです。けれどもそれにはほかの要素が加つて来ますから、私一人、私がただ自分の所管しておるところの運動競技という面ばかりから論をするわけに行かないので、そういうことについては何か事が起つたとき

はよく外務大臣と相談をいたしたいと思つております。これは矢嶋さんから先ほど閣内不統一といふことを言われましたが、私は外務大臣とはあなたの御指摘になつたユネスコの問題などにかつても、実にセクショナリズムを排してやつておる考へでございませう。だからよく相談をしようと思つております。

○矢嶋三義君 今まで大臣から承つたところでは、どうも大臣のほうに非常に受身のやうな感じがするのでございませうが、積極的なその必要性を説き、努力されるという御意思は、恐らく私はその御意思だと思ふのでございませうが、念のためにお伺いいたし

ます。第一回の質問のときは大臣はそういう御意思を鮮明にされたのですが、今日はちよつとあやふやなものですから……。

○國務大臣(天野貞祐君) 一般論については申すまでもないけれども、ただいろいろ事情があるから、人の所管とも関係して来ることだからよく相談をしたい、こういうことであります。

○矢嶋三義君 そこで私は政府委員のかたにお伺いいたしますが、先ず文部の政府委員は、先般私にこういうことを述べられておるわけですが。即ち日本卓球協会としては、大臣が言われる通りにポンド圏とドル圏の關係、通貨上の問題があるから日本卓球協会としては断念した。従つてその代償として英國の選手を二人日本に招請することを以て事足りりとしておるのだ、こういうことを私に話されたと思ひますが、事實は全く誤りでありませう。そういうものは全く出たのか、いやしくも立法府における審議する過程においてそういう根拠のないものを一つ、うわけて話されたのか、それがどう。更にこれは大蔵省が来ていないから何でございませうが、大蔵省のこの前出でなつたときの速記録を調べればわかるのですが、あのかたもたまたま言つておる。そういうことはやはり正式な外交交渉が開けていないから、通貨上の問題で不可能だといふ考へで自分らのほうではこれは保留にしておる。こういうことを答弁されている。ところが私、金融専門家とか、或いは板垣貿易局長にお伺いいたしますと、絶対不可能の問題ではないわけなんです。そういうでたらめな答弁を国会においてするにおいては、こちらは考へなくち

やならんと思うのですが、大蔵省はこ
こにおられないから文部省だけにその
答弁を私は煩わしいと思ひます。

○政府委員(寺中作雄君) ルーマニア
卓球選手が派遣できないからその代償
として卓球選手を呼ぶというようにな
こについて聞いておられますし、若
しそういうことがあるにしましても、
この代償としてということではなく
て、別の計画であらうと思ひます。
ルーマニア派遣に關しましては、只今大
臣の御答弁の通り、通貨の關係、又生
命、財産の保障の關係等が全く何らの
支障がないということであれば、文部
省としては派遣することは望ましいこ
とであるというふうにお考へておる次第
であります。

○矢嶋三義君 時間がかかりますか
ら、こゝろあたりで打ち切りますが、私
は三度互つてこの質問を繰返したわ
けでございます。その理由などこで
喋々と申上げません。もう申上げるこ
とがやばいのでございまして、そんな
必要はないと思ひます。で、通貨の
問題は先ず問題がない。それは二万四
千ドル全部出るといふかということ
は別問題として、これは先ず問題はな
いのです。こういう結論で間違ない
のです。それから旅券交付の旅券法適用の問題
であります。外務省も、更には寺中
局長も生命、身体、財産云々と言ひま
すが、それは恐らく滑稽に類するもの
だと私は考へます。そこで結論として要
望したい点は、世界卓球選手権、
世界卓球協会の会長から日本卓球協会
長に對して懇切なる書面が來ていよう
でございまして、これはやはりは国
際親善と我が國スポーツの振興という
立場からも、国交が正式に開かれて国

際的にその一員としてその地位を回復
して來た日本の將來のことを考へると
きに、是非とも私は選手諸君が四つの選
手権を持つて参加できるように、文部
省特にその大臣が中心となつて大蔵、
外務と交渉され、その実現方に格段の
努力をされるように要望し、なお今後
私はこの問題の推移に對して重大関心
を払い、又時期を見て質問をすること
を保留いたしまして、質問を打ち切ら
れたいと思ひます。

○岩間正男君 ちよつと關連して、こ
れは天野文部大臣並びに外務省のかた
にお伺ひしたいのです。今年度のオリ
ンピック大会にソヴィエトロシア並び
にそのほかのつまり衛星國といひま
すか、國々が多数参加する、こういうニ
ュースを御承知でありましたでしやう
かどうか、これについてお伺ひしたい。
外務省はどういうふう、文部大臣
は……

○國務大臣(天野貞祐君) 私はまだ全
然聞いておりません。私は個人とし
て新聞で見たところによりまして、ソ
連はフットボールチームを出すとい
うことを聞いております。そのほかにつ
いては聞いておりません。

○岩間正男君 それじやそういうこと
については認識不足だと思ひます。これ
はもう少し外務省でちゃんと調べて欲
しい。陸上競技その他に参加する、こん
なことは常識なんです。はつきりして
いる。こういうことが第一わからんと
いうこと自体が問題だ、だからスポー
ツ行政なんというのは問題にならんと
思ひます。それから先ほどの答弁によ
りますと、今後日本で仮に一九六〇
年に開かれるにしても、今後はソ連

並びにその衛星國の國々を参加させる
かどうかはそのときの情勢によつて見
なければわからない、こういうことを
天野文部大臣は答弁されておるが、こ
れは一九六〇年に日本にオリンピック
を招致するかどうかということを決定
する重大な問題であります。すでに公
式に今年度から参加する、こういう態
勢になつておるのに、詳細についてはわ
からないという、こういうあいまいな
態度をとつておれば、これは日本で開
催されるということについては非常に
大きなこれは疑惑を生ずる、こういう
ことは招致運動に對する非常に有害な
発言だと思ひます。でありますけれども、
これは天野文部大臣どうなんですか、
大変なことですよ。

○國務大臣(天野貞祐君) 私はそうい
う對外關係のことは自分によく詳しく
わからないから、よく外務大臣と相談
をするといふことではあります。

○岩間正男君 矢嶋君に答へられたそ
ういふ答弁も事態の認識が極めてない
と思ひます。外務省も事実さうで
す。文部大臣もその責任の面に當つて
おるのにそれを知らない、私は重大事
だと思ひます。そういう観点から消極的
しかお答えできない。私はルーマニア
の卓球問題はこれと非常に關連があ
る。すでにさういふいろ／＼な政治的
な、外交的な立場でいろ／＼問題があ
るにしても、スポーツ親善といふこと
は世界的に交流されておるのです。も
う少しこれは調べて頂きたい。この次
までに答えて下さい、調べて……情
報を持つておるでしやう、我々よりも
それに今言つたフットボールの参加を
知つておるだけで外務省が務まりま
すか。文部大臣がさういふことでスポー

ツ行政がやれますか。私は重大問題だ
と思ひます。今のような余りにも認識のな
い答弁をやつておる。そこから事態が
発生しておる。もう少しはつきりそう
いふことを、少くとも客観的な情勢に
ついては調べていらつしやう。私はこ
のことを要求する、委員長から要求し
て下さい。余りたわいないことだと思
ひます。そんなことを知らないといふのは問
題にならん。何を言つておるのか。委
員長から要求して下さい。

○委員長(梅原眞隆君) まあ一つ了
しました。こゝろから要求します。
○矢嶋三義君 今度参加しなければ、
一九五五年の卓球選手権大会は日本に
來ませんよ。

○岩間正男君 まあこの次までによく
調べて御返答下さい。
○委員長(梅原眞隆君) この次までに
一つ御返答できるように準備をお願いま
す。

○岩間正男君 外務省もいいますか。
○説明員(松尾隆男君) ソ連から参加
するチーム……
○岩間正男君 そうです。今年オリ
ンピックに参加するチーム……
○國務大臣(天野貞祐君) どが参加
するといふことは外務省から……
○委員長(梅原眞隆君) 別に御発言も
なければ、午前中の委員会はこれで休
憩しまして、午後の文部、水産連合委
員会散会後に再開いたします。

午後三時三十分開会
○委員長(梅原眞隆君) これより文部
委員会を開会いたします。
国立学校設置法の一部を改正する法
律案を議題といたします。文部大臣が

お見えになつておりますから、御質疑
のあるかたは御質疑を願ひます。
○矢嶋三義君 午前中から大臣ずつと
文部委員会にいらつしやつて、さぞか
しお疲れのことと思ひますが、本法律
案審議に當りましては、大臣まだ一度
もお出にならなかつたので、私要点を
お伺ひしたいと思ひます。御答弁
頂きたいと思ひます。

先ず第一点は、大臣は現在内閣委員
会にかかつておられます文部省設置法
の一部改正法律案の審議の過程におき
まして、中央教育審議会の新設に伴
ひまして、我が國の七十一に余るとこ
ろの国立大学の問題につきましても、
再検討したいといふ御発言もあら
れたわけでございますが、さういふ我
が國の国立の大学と今度のこの商船大
学の新設といふことを予算の面からど
ういふ關連性を持つてお考へになつた
かといふことと、それからこの新設に
當りましては、勿論議員立法提案でこ
ざいですが、文部省としては船員教育
審議会あたりの意向もお聞きになれ
たかどうか、先ずそれをお伺ひいたし
ます。

○國務大臣(天野貞祐君) この間内閣
委員会でしたかと思ひますが、そこで
七十一の大学も検討すると申したのは
さういふ意味なんです。今のうちにど
の大学もみんな同じ学部をすべて揃え
て行くといふことだつたら、到底七十
一の大学を完全なものにすることはで
きないから、或る大学はさういふこ
を特色とするとか、或る大学はさうい
うようにやるとか、或いは両方共通す
る何か単位をとるとか、或いは転学
の問題とか、さういふようなことをよく
検討したいと思ひつたのであり

ます。多過ぎるからこれを減らそうとか、そういうことでは決してございせん、商船大学はこれは特殊なことでありまして、今の私が七十一を検討すると言つた中に入らないこととでございませう。

それから只今の審議会は、これは運輸大臣の諮問機関だそうでございませう。私これを直接聞くという事はいたしません。

○矢嶋三義君 次にお伺いいたしたい点は、高等商船学校が御承知のように東京それから神戸、清水と三カ所にあつたのを戦時中に一校に統合したわけですが、どういうわけで一校に統合されたと大臣は承されておられますか。その点と、今度新たに東京と神戸に二校設置になつた場合に、或いは西校の対立意識とか、或いは国家の予算の能率的な使途というような立場から、どういふお考えを持つていらつしやるか、承りたいと思ひます。

○國務大臣(天野真祐君) 統合した事情についてはこれは運輸省がされたことであつて、私もそれに参画いたしませんでした。

それから今度両方に作るということとは将来の日本の海運というのを考えると、やはり両方にあつたほうがよいという説に従つたわけでございます。

○矢嶋三義君 冒頭大臣に私が申し上げたのでありますが、非常に形式的な答弁に時間を費やされてゐるようですが、もう少し突込んでお伺いいたしますが、確かに三校を一校にした当時は運輸省所管でございませう。現在は商船大学はつきり文部大臣の所管になつております。そうして議員立法とはいへ、ここに文部大臣所管の大学が

二校になるに當りましては、一応は三校が一校になつたような歴史的な経過というもののつきましても、御検討が要するべきであり、それに対する見解というものを持つておつて然るべきだと思ひます。重ねて御答弁願ひたい。

○國務大臣(天野真祐君) 三校が一校になつた経過という事は、私はどうも只今申した通り存じておりませう。今度二校にするというものは、只今申した通り将来の日本というものを考えたならば、やはり二校にするというのによいのではないかと考へてございませう。若し詳しい事実が御必要でございしたら、後ほど局長に答弁させます。

○矢嶋三義君 三校が一校になつたというところをちよつと答弁して下さいます。大臣がこの点を研究しておられないことは不満でございませう。

○政府委員(稲田清助君) 三校が一校になつたというものは、その当時の運輸省の方針といたしまして、一校を當時の養成の本体でありました高等商船学校とし、一校を再教育施設、いわゆる海技専門学院とし、一校を海員学校という高等教育機関にする、この三つの大学を考えてそれの分を一つに集めて、特にこれは当時の学校の施設と当時の養成数から見て、或いは當時として賢明な施設であつたと考えられるのでありますが、今ここに二校といたしますことは、先般も提出者であります平島議員からも理由を言われ、我々もそれと同様に考へるのでありますけれども、一つは清水の大学が年限を延長いたしまして四年半の学校となつて、清水の建物のキャパシティ

の問題もあります。又一学校にし、教育の実を挙げるといふような点から見ると定員の限度もございませう。ここに必要なる養成数を上げます場合に、或る限度以上になりますれば、別に教育施設を設けるという事も当然の理である。又同時にその地理的の配置を考へまして、神戸という所が船舶或いは船員と因縁浅からざる土地でありますので、そこに一つ建てますことは結構だと我々も考へた次第でございませう。

○矢嶋三義君 私はこういうことをお伺いするのは、本法律案が成立した際において、両大学の運営等につきまして相当重大な問題が起つて参りますのでお伺いしてゐるわけですが、今更船員教育の重要性なんかにいふことについての所見を大臣に伺ひませう。先ほどの御答弁に對して更に伺ひたいと思いますが、それでは文部省は清水の商船大学を新学制の下に発足させたときに、あの商船大学の規模は二百四十名を規模として、そういう構想で計画されて来ておるはずでございませう。

そうして本年度の入学生は二百四十名採用してよいということを内示を与えて途中から変更したわけですが、更に局長聞いておつて下さい。更に昭和二十六年の入学生は定員百六十名にかかわらず、文部大臣の許可を得て特に二百名入学させているではありませんか。一体そういうのは確たる高級船員の養成計画の下に文部省はやつてゐるのかどうか、私は疑わざるを得ないのです。御答弁を大臣に頂きたいと思ひます。

○國務大臣(天野真祐君) この計画として考へたことは、百六十名から百八十名でありませうけれども、必要によればそれより多くつてよろしいということになつてゐるという事です。

○矢嶋三義君 局長今大臣がうらふに説明されたわけですが、文部省はつきりと清水商船大学は将来二百四十名のこの大学の構想で行くという事を指示してそれで来てゐるはずなんです。間違ひありません。同時に昭和二十六年の入学生は二百名入れてよろしいと言つて許可して二百名入れたじやございませうか。

○政府委員(稲田清助君) 大学創設に當りまして、大学の定員を考へますのは勿論教育理想から考へて、恒常的な状況を考へるわけでございませう。ところが御承知のように最近例へば昨年度におきましては、海上保安大学においてまあ海上保安庁関係の養成する。併し発足開校のことでありませうので、多少こちらに余計増加養成してくれという問題もありませうし、二百八十名ですか、二百八十名の計画養成に對しまして、定員百六十であるということはどうにも差當りの状況から見えて困るわけでございませうから、多少そこに定員を超過して教育する、これは決して教育の理想でもないし、我々としては避けたいのであつて、ここに新しく大学ができれば、そうした不便は逃れ得るのでございませうけれども、急場に応ずる要請から止むを得ずいたした施設でございませう。

○矢嶋三義君 私は今の説明納得できないのですが、時間がありませんので、次に質問を続けます。

この我が国の船には外国の船と比較するときに二割から余計の船員が乗船してゐるというふうに私は聞いております。その理由はいろ／＼ありませうけれども、最も大きな理由としてそれに対する解決策としては教育の徹底、これを図らなくてはならない。ところが現在高級船員の養成機関である清水並びに五つの商船高等学校の施設というものは極めて不十分で、近代の海洋に當るこの高級船員を養成するのには非常に不十分だ、こういうことを聞いて、私自身もさういふように見ております。そこで私は、現在の清水並びに五商船高等学校の既存教育施設が充実し、立派な高級船員が養成できると同時に、更に國費を以て神戸に新設するといふのならば私も賛成でございますが、現在の清水並びに五商船高等学校の施設並びに設備というものを現状のままにしておいて、國の財政が苦しいからというので、現状のままにしておいて、更に新たに設けるという事は、却つて國の予算というものを分散さして、教育の弱体化を招いて来る、こういうふうに私は信ずるものでございませうが、既存の教育施設の充実につきましては、大臣はどういふ御見解を持つていらつしやるか、お伺いいたしたいと思ひます。

○國務大臣(天野真祐君) 只今矢嶋さんのおつしやつた、人が日本では多いというものは、それは船員全体について言われることですか。それとも高級の船員といふことですか。それについて言われることとございませうか、ちよつと伺つてからお答えいたします。

○矢嶋三義君 勤務者です。

○國務大臣(天野真祐君) 全部でございませうか。

○矢嶋三義君 船の勤務者。

りました。

○矢嶋三義君 見られましたか……。潜水の商船大学の設備充実の必要性和いふものをどういうようにお考えになつておりますか。

○国務大臣(天野實祐君) それは、今もどこでもこれで充実しているということはないのです、殆んど。だから潜水の建物もいろいろ不整備なことはございます。それで、だから先ほどからのあなたのお考えも一つのお考えだけでも、今の日本のことですからいろいろな点は我慢して、だん／＼やつて行くという建前でやつて行くのも一つの考えだ、こういうことを申したのです。

○矢嶋三義君 大臣の一般論を全面的に了承できんというわけでもございませぬけれども、船員教育については、そういう考え方では不十分ではないかと思うのです。これはどの大学でも重要でございします。もく星号事件一つを例にとりまして、まあいふ惨事を起しましたのは、そういう一人の過誤といふのがああいふ事態を直接に起しておるわけですが、それから私高等商船学校を拝見したのですが、機械が古いのですね。博物館行きみたいなものでは、海運に出た場合に、船員みずからも危険でありましようが、それに横んでおるところの貨物、それから乗客といふものの生命財産といふものは、極めて危険なのであつて、商船大学を不十分なものを二校作るよりは、充実したものを一校我が国の海運の必要上から二校作るなら、二校とも財政措置として充実したものを作るといふ決意を私は持たなければ、この増設といふものはなか／＼問題点があると思うのでございしますが、そういう立場から大臣

に繰返してお尋ねいたしますが、積極的に予算確保について御努力の意思と、その見通しがあるでございまいしょうか。

○国務大臣(天野貞祐君) それは、一つ新しく大学を作る以上、それを十分充実して行くということは、十分考えていたしておることでございします。

○矢嶋三義君 では、それは大臣の御答弁を私は記憶にとどめておいて、今後大臣の御尽力を見せて頂くことにしまして、次にお伺いしたい点は、昨年商船高等学校五校を運輸省から文部省に移管したわけでございします。私

考えまするに、この船員教育の一元化という立場から、商船大学並びに商船高等学校、それから海技専門学院、或いは航海訓練所という、こういう一連の教育機関を文部省に一元化して統轄したかどうか、そういうふうには考

えるわけですか。と申しますのは、先ほど商船大学一つ作るのに、船員教育審議会にお諮りなさいましたかと、こうお伺いいたしましたのですが、大臣み

ずから、船員教育審議会は運輸大臣の所管であるから、自分は関知しないとか、こういうふうには答弁された。これなんかは、非常に腑に落ちない例ですが、この点どういうふうにお考えになつておられますか。

○国務大臣(天野貞祐君) 言葉はいろいろ言えるのですが、私は関知しないとは決して言いません。向うでどう出るか、非常に關心を持っております。自分が直接そこに諮問をしたことはないと申したので。

それからすべてのものをこちらに一元化する考えはないか、それは理想的に言えば一元化すべきものです。けれ

ども運輸関係というものは、船主との関係とか、いろいろの関係があつて、にわかになんか一元化すること、これは無理ではないかと思つております。

○矢嶋三義君 もうちよつとそれを具體的に説明して下さい。

○国務大臣(天野貞祐君) 矢嶋委員にちよつとお伺いしたいのですが、こういうことは事務当局のほうが詳しく知つておりますから、局長からちよつと答弁をいたさせます。

○政府委員(稲田清助君) 昨日運輸省の政府委員が答へられましたように、差当りとしては非常に大量の再教育をいたすことであり、而も大量を集めざる場合には、どうしてもこれは船主の非常な協力を得なければならぬ。そういう意味におきまする現職教育については、差当り運輸省が所管する必要があると申されておりますが、文部省といたしまして、現在の状況では運輸省においていたすつもりでござい

ます。

○委員(梅原眞隆君) 船員局長の山口さんが見えております。質疑のあるかたはどうぞ。

○高橋道男君 私の尋ねんとするところは、大体矢嶋委員が聞き、私も又先だつて一日休んでおりますので、私のお尋ねするところで重複しておりますが、ございしましたら、御指摘を頂くことによつて、速記録を見ることにいたします。私は、なお必ずしも大臣に御答弁の必要はないと思ひますので、御多用でございしましたら他のかたでも結構でございします。

先ずお尋ね申上げたいのは、この船腹増強の計画について、昨日も運輸大

臣から御所見を伺つたのであります。が、これが今までの計画を伺つておりますと、前の年度におきまして、三十五万トン乃至四十万トンの増強計画であつたものが、それだけになつてい

ない。前運輸大臣においては、殆んど確定的にそういう計画を推進して来ておられたのに、最後的には財政金融の措置のために、そういうことができなかったというところが事実なのであります。昨日現運輸大臣から伺つた増強計画において、昭和三十年度でござい

ますかまです、年間四十万トンの増強計画をしておられるのでございまして、それに伴つて海員の充実をしなればならぬ。そのことが一つの大きな原因で、今回の大学の新設というこ

となつたように存するのであります。が、勿論この増強計画は、或る立場から觀察いたしますれば、これはペーパープランでございします。併しそういう計画がなければ、先への推進もできないわけではございしますから、これは一応認めることとして、従つて海

員の拡充、増強もそれに伴つてしなければならぬということを一応認めることにいたしました。ところで数年、三年後において仮に船腹の増強ができなかつた、予定通り行けなかつたという場合には、折角人間のほうで増したものが要らなくなるというやうな結果を生ずることになると思ひますのであり

ます。物のほうは、増強できなかつたと申せばそれで終るかも知れませんが、これも、人間のほうは、折角殖やしたものが、これは使ひ途がないというやうなことになる場合に、甚だ始末に悪いことになると思ひます。つまり、そういう場合に人間を養成した。つま

り人間を生むほうの責任は文部省が持たれると思ひますが、これを育てるほうの責任は、運輸省或いは船員局ですか、そういう方面にあるかと思ひます。ございします。その責任の所在が、人員が余る場合にどちらにあるかという点について、御両所から伺いたいのでございします。

○政府委員(山口傳君) 最初に、今お話になりました中で、昨日大臣から御答弁申上げました将来の船腹増強の見込みについてでございしますが、昨日申上げましたように、今後三カ年間に

おいて四十万トン、それから第四年度においては二十万トンの船腹増があるものと見込んでございしますが、この四十万

トンは、恐らく運輸省ではいろいろと新造船等について計画を立てられるであらうけれども、過去の実績から見て、或いは予定の通り建造できないじやないかというやうなお話であります。が、実は私は、この計画を立てます場

合に、造船なり船腹の増強につきましても、このほうを担当いたしました。運輸省内部の海運局、或いは船舶局と十二分に打合せをしたその数字をこれ

は使つておるのでございまして、又増強においてどれだけの人が要るかという段階になりますれば、私も私が積極的に計算をいたすわけであります。それで、これが四十万トン純増というこ

とが必ずしもいではないかという点につきまして一言御参考に申上げたいことは、お手許に資料が参つておるかと思ひますが、昭和二十六年年度の純増につきましては、これは実績でござい

ますから計算が書いてございしますが、これはこの二十六年一カ年間にございまして、たしか新造船並びに補船、買

船、外国船の買船、買うわけでござい

ますが、それら、それからその一年間に減つた数字、即ち年度当初に比べて年度末においてどれだけの外航の商船隊が増強になりましたかという、要するに実績、最近の一年間の実績でござい

ますが、これは大部分は新造船のものでございしますが、合計いたしまして、たしかこれは五十三万トンぐらゐになると思ひます。非常に努力しまして、新造船のほかに買船等も図りました、船腹増強には非常に努力を払つたわけでありまして。二十六年度中におきましては、ここに二十四万トンまで

年度末になつておりましたが、二十六年年度の当初におきましては、たしか二百万トンまで達しておらないのであります。五十三万トンだと思つておりますが、それぐらゐ殖えておる。無論これだけの、三年間四十万トン殖やするということは、資金の点、資材の点等で非常に困難が伴うと思ひますが、これは多くてもいけませんし、少くても計画に照準を来たしますので、いろいろなファクターをやりました、過去の実績も勘案し、少くともこれだけは実現したいし、又実現の可能性があると

いうやうな見込でこれは立てた数字でございします。ですから、一方からすれば、こんな程度の船腹増強でいいかという責任を言われる場合もありま

す。或いはこれだけのものができるのには、相当な資金、資材が要るが、大丈夫かといつて、両方面の御意見があることはわかつておりますが、これは私どものほうの、それ、船腹増強に對する関係、或いは海運関係の輸送を扱うかたの専門家の意見を十分練

りまして、このやうな数字を一応前提

し

し

し

し

し

し

し

として私どもはとつた次第でございます。まあさようなわけで、船腹の基本数字がきまり、それからいろいろ人員をはじまして、将来の船員の需要を計算したわけでございますが、御承知のように、大学或いは商船高等学校等から出て参ります卒業生等には、もうすでに定員がきまつておりますから、そのほうの給源を先ず充てて、更にそれに足りないものは、どうしてもこの船腹増強に依りては、陸上にいます元の船員から呼び返すか、若しくは再教育等によつて、何としてでも埋め合して行かなければ、運輸が今度はできないことになるので、これ又非常な責任を問われることになりまして、運輸省としては、かれこれ計算しまして、このような表が一応推定として出ておるわけです。

過去の船員教育、これは文部省にあつた時代もございまして、戦時中には運輸省にあつた時代もございまして、大戦しまして、学校の基本教育というのは、三年若しくは五年近くかかつたこともございまして、五年以上のときもございまして、そういうふうな長期を要しますもの、海運界の船腹の情勢に依りては、やつて参つたのでありまして、過去の実績を見ますと、非常に船員が足りなくなつて、定員等を増加しますと、それがいよいよ現場に出て来るのは数年あとでありますので、そのときにはたまたま世の中が不景氣になつて、むしろ余つたというふうなことがございまして、なか／＼この問題については、過去において苦心をしたわけでございまして、今度の場合は、このことも十二分に検討し、それから最近の、今後の日本経済自身の見通し

等、いろいろな要望もございまして、それらを含めまして、実現可能な船腹増強数を前提として、これだけのものは必要だということ、かような数字を出して、それ／＼大学や高等学校に期待するものはこの程度だ、或いは元船員から来るものは、無論いろいろの努力の仕方によつて考えられますけれども、現に安定所を通じて相当の求職者がありますが、これまでいろいろ吟味してみますと、ここに來ている免状持ちの人をそのまま使うということとは實際上できない点もございまして、そのほうにはこの程度見込もう。それで足りないものは再教育をあえてしなくちやならないという断定から、かような数字を運輸省としては出して、これだけのものを確保しなければ困る。これで足りない場合には、元船員のほうに強くしわが寄つて参りますので、(「簡単々々」と呼ぶ者あり)そのほうの努力も……いろいろのファクターがございまして、その方面で間に合して行くということが必要なわけでございまして。

○高橋道男君 文部省から御答弁を伺うのでございまして、只今の私のお尋ねしたことは、折角舞成した人間があらぶれたときの措置ですね。それはどちらが責任を持つのか、これをお伺いしておるのであります。船員というのは、非常に特殊な教育を受けるので、ほかの学校の卒業生のように、簡単に他に向けられないというのを考えるのでございまして。(「失業者が二万人もいるのですよ」と呼ぶ者あり) ○政府委員(稲田清助君) 只今船員局長からお答えになりましたように、船の増強見込に基きましての計画でございまして、非常に減耗率等を内輪に見ておりますから、決して余ることはないと考えております。(「現に二万人いますよ」と呼ぶ者あり) ○高橋道男君 私が尋ねますのは、すでにあふれておつて、現在においては陸上で勤務しておる者もある。そういう一方において、高級船員を養成して、それがあふれた場合の措置、そこまで考えなければ、大学の施設に同調することは非常に問題じやないかと思ひます。

○政府委員(稲田清助君) 三百八十万トン、昭和三十年にありますが、すでに、非常に急カーブに船員の需要がございまして、従ひまして現在の状況を以て律するわけに行かんとおつております。三百八十万トンの増強から見ますと、むしろ養成は内輪でございまして、御懸念はないかと思ひます。

○衆議院議員(石井國君) 現在のたぐさんの元船員であつた者が、職をなくして困つておる者があるというお話がございまして、それについては、先回のとくに、この席で相当数字を挙げ御説明申し上げたつもりであります。それも御参照をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(山口傳君) 只今お話の中に、職業安定所のほうに、元船員であつた求職者が二万人あるとおつしやいましたが、その二万人は確かにございまして、この中で重複が若干あるのと、もう一つは、ここで問題になります商船隊に乗る大半の人は(「了解」「簡単簡単」と呼ぶ者あり)普通船員以上でございまして、あれは普通船員を全部含めております。

○高橋道男君 私の尋ねに的確な御答弁がないようでございますが、(「その通りだな」と呼ぶ者あり)もう一つお尋ねいたしますのは、大学の卒業生が将来できる場合、二つの学校の卒業生の間の対立感情が必ず起るといふことを私は懸念するのであります。この前に、東京の高等商船学校、それから神戸の高等商船学校の卒業生が一つの船に乗り込んで、そしてそういう対立感情で弱つたというふうなことが、殊に狭い船上生活でございまして、こういふ点は相当今から懸念しておいていいのじやないかと思ひますが、そういうことについて、立案者或いは運輸当局のお考えを伺いたいと思ひます。

○衆議院議員(平島良一君) そのことについては、私ここで二度ほどお答えいたしておるのでありますが、この提案するに当りまして、そういう御議論を聞きまして、私も、私どももいたしましては、いろいろ研究をいたしたのであります。陸上の学校においても、学園の争いのあることも私も認めておるのであります。そういうことが船に乗つた中で起つたのでは大變困るというので、いろいろ船に乗つて居る人などの意見も参酌いたしまして研究いたしたのであります。船に乗ると一家のような氣持になるので、団結したような氣持で行くから、そういうものは、今までは折にはそういうことがあつたかも知れないが、必ずしも二つになつたから喧嘩するといふものではないからうといふような考えを以て提案したやうなわけであります。

○高橋道男君 運輸当局の御答弁を…… ○政府委員(山口傳君) 實際に伺いておられる船員の御意見を聞きますと、無論それは一つであるが理想でありまして、過去において二つに分れておるために、二つの系統があるために、いろいろとトラブルが起つたことではないこともないのであります。併しその点は、いろいろ今後の海上マンニシグの関係で、適当に配置もできるだけ考え、又各人の人格の陶冶にも待つて、こういうことは何とか切抜けて行けるのじやないかと考えております。一つと二つを比べれば、無論一つのほうが理想でありますけれども、ただ数が殖えて参りますれば、余儀なく二つの段階にもなろうかと思ひます。それから併ひます止むを得ざる若干の、何と言ひますか、無理を伴いますかも知れませんが、それは又それで対策を講じて、何とか切抜けて行かざるを得ないと思ひます。

○高橋道男君 運輸当局に対する私の質問は打ち切ります。次に文部関係でお伺ひいたしますが、国立学校の設置につきまして、今回は議員立法によつて提出されておるのでありますが、議員立法による先例というものはあるのでございまして、文部当局にお伺ひいたします。

○政府委員(稲田清助君) 国立学校設置法がございまして、こうした例は始めてでございまして、 ○高橋道男君 永年、国立学校設置法の一部改正というものは、予算が成立するまでに提出されるのが通例でございまして、この神戸の商船大学の設立につきましても、ちよい／＼噂は聞いておりましたが、遂に予算成立前に

設置法の改正は提出されずに、今になつて提出されたことの理由、それからなぜそういう時を逸しての設立を急がなければならぬのか。そういうことについて立案者からお伺いしたいと思ひます。

○衆議院議員(平島良一君) そのことについて、先日相馬さんからお尋ねがございまして、私はお答えいたしておいたのでありますが、これは性格といひましては、内閣から出すべきものであらうと思ひます。又文部省でもそう考へておつたらしいのでありますが、予算等の関係で、一応大蔵省がこれを何か割つたとか、認めなかつたといふようなことがあつたのでありま

す。ところが私も地元の視察した場合、その地元の強い要望があることを痛く感じましたので、これは何とかしてこれを設立しなければならぬといふような、提案理由に説明いたしました。理由によつて、この際議員提出として出して、文部省を応援するのがよろうかといふような考へで、我々の提案となつたようなわけなものでありまして、そうして又これを出すのが遅いじやないかといふことも、相馬さんからもお尋ねがございましたが、それはそういうような予算の裏付けといふようなことも考えなければならぬので、大蔵省ともいろいろと相談し、文部当局にもこれをやる場合の予算の裏付けはどうなるかといふような折衝に手間取りまして、提案するのが遅れたようなわけでありまして、その辺御了承頂きたいと思ひるのであります。

○政府委員(稲田清助君) 先ほどお答え申上げました趣旨が間違ひをいたしましたので、謹んで訂正させて頂きました。

○高橋道男君 立案者の御配慮のほどは誠に有難いことでございますが、ところが議員立法であること、それからその時期を逸しておつたことにつきまして、この文部省の予算成立前の改正に間に合なかつたといふことについて十分応じ切れる態勢でなかつたのが、その後議員の圧力によつて、これに應じざるを得なかつたといふようなことが、たゞ議員立法であるが故に、世間に言われておつたことを私耳にするのは甚だ残念に思ひます。ございまして、その間の事情については、何か承へることがないかどうか。

○衆議院議員(若林義孝君) この間、これが全部説明し得ることかどうかといふことは、私は御判断に訴へたいと思ひるのであります。先ほど船員局長からもいろいろお話があつて、昨日私からもお答えした中であつたのでありますが、運輸省がやはり再教育をせられますといふあの建物なり敷地は、運輸省が所管しておるわけでありまして、そこで文部省が主体となつて、これを、まあ言葉は不審当でありますけれども、運輸省から取上げてしまふような立案を、文部省独自の立場からは、少しまあお互いが謙譲の美徳を以てやつておられるといふことになる、やりにくい立場にあるらしいので、我々

国会としては、曾つて政府が二十六年度から開設するのだといふことをいろいろの場合に表明しておつたのをまあ促進するといふことに一役買ひ、こういう意味も御判断の一つの資料の中に入れておいて頂いたら結構かと思ひるのであります。

○政府委員(稲田清助君) 文部省といひまして、もとより予算を要求いたしたのでございまして、それが不幸成立しなかつたのであります。その後において、又文部委員会の非常な御努力によつて、財源の見通しがつきまして、議員立法になつた。文部省の志ししておりますことと方向を一にしておるわけでございます。

○高橋道男君 先ほど平島議員からも、本来は文部省からの提案によるのがいいといふようなことを伺ひましたが、文部省においても、今後のこういうような議員立法につきましては、同様に考へてあるかどうか。私が申上げましたような、変な印象を學校の設立などについて流布されることは甚だ迷惑と思ひますのであります。この点についての文部省の所見を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(稲田清助君) 御承知のように、商船教育と申しますものは、宿舎に入居しまして、いわゆる二十四時間的の教育をいたす非常な特色がございまして、又一般教育と専門教育との密接な一貫性が必要でございまして。御承知のように、神戸大学のほうの一般教育をいたしますものは、各学部に移りますものを一緒にいたしております。それらの教育と、この商船教育とはおのづから別にしたほうがいいと文部省としても考へておつた次第であります。

○高橋道男君 只今の御意見一応御尤もと思ひますが、この総合大学の中には、非常に種類の違つた学部を持つておるものが多いと思ひます。それは特例であるかも知れませんが、それも併し狭い地域にあるのでありますから、経理上も一つの大学にしたほうが便宜のように私は考へるのであります。その点について再度御質問いたします。

○政府委員(稲田清助君) 一般的には、只今高橋委員の仰せの通りに考へております。ただ先ほど申しましたような、非常な特殊性があることと、又具体的問題といたしましては、現在の海技専門學院のあの校地、校舎を使うといふことに出発いたして、これを別にしたほうが適當だろ

公立の場合には、地元が特にその學校の設立、経営について関心を持ち、經費の点についても、多大の犠牲を払うといふことは、或いは當然かも知れませんが、国立大学の場合に、而も今回掲げられておるような、相当多額の、具體的に申せば半額の地元負担をするといふことは、私は非常に問題だらうと思ひます。一昨年も私は文部大臣にお尋ねをしたのでございまして、學校の経営施設について、多額の地元負担なり、多額の寄附を募るといふようなことが、非常に不純なものを作るといふことについて質問をいたしたのでござい

ますが、今回の場合にも私は同様のことを恐れるのであります。地元負担金の多額のものが、どういふ方法によつて賄われるのか存じませんけれども、その点についての御所見を伺ひたいと思ひます。

○衆議院議員(平島良一君) その点について、たゞお答えいたしてはいるのであります。本来は国立大学でありますから、すべてがこれは國庫で負担すべきものであらうと思ひるのであります。とにかく地元といたしまして、もう二年も三年も前から、この商船大学の設立を強く要望いたしておるのであります。私文部省におつた頃にも、どうなるのだといふようなこととで国会でも質問され、成るべく早く設立いたしたいといふような答弁をしたことも覚えておるのであります。そういうふうな地元の熱烈なる要望があるものと共に、この船員の養成といふものは、一朝一夕でできるものではないのでありますから、この三百八十万トンの船がで上つたときに、船がで上つて船員がないといふよう

なことになる、又船員ができて船がないというような場合も、大いに高橋さんのお説のように困りますが、船ができた、船員がないというようなものと、高級船員は殊更に一時にこれを養成するというわけには行かない。この理由から、地元負担というようなことは、原則論としていたしましては、これはどうかと思うのでありますが、それだけ負担しても喜んでおられるのでありまして、私どもにも、衆議院を通過したということによつて、誠に鄭重な礼状が来ておるようなところを見まして、地元が決してこの負担を厭うておるわけではなからうと思ひますので、まあ地元の熱意によつて、自発的にこういうことをするのだというのなら、して頂いていいのじやないかというような考えを持つものであります。

○高橋道男君 只今平島議員から、地元のはうから礼状が来ておるということとを伺つて、そういうかたもあると思ひますが、私は地元の出主関係のものから、寄附の強制がありそうなので、実は困るのだということを私は訴えられておるのではありません。勿論これは一部でございまして、それが全部だとすることはできないと思ひますが、ついでにこれは文部省にお伺いをいたしますのは、現在いわゆる船の足大学として、非常に措置に困つてゐる現状があらうにあるのでありますが、これは設立当時、地元負担によつて設立をしたというやうなことに相当大きな解決困難な理由がまつたつておるやうに思ふのでありますが、恐らくこの神戸の場合には、そういうやうなことはないと思ひますけれども、何かの措置をしなければならぬというやうなときに、この地元の負担というところによる思ひにくい影響ということについては、全然お考えを頂く必要はないかどうか、お聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(稲田清助君) 従来学校施設の統合につきましては、困難を感じておりますのは、むしろ従来の高等学校乃至師範学校等の沿革的な意味が大分強ひように考へております。この神戸商船大学につきましては、もとよりこれは一校独立校として参りますので、そうした統合の問題は勿論考へられなくとも思ひます。又地元負担につきましても、地元が純粋にこの教育を盛り上げるという意味で御負担頂きますので、教育目的のそれ自身を阻害することはないだらうと思ひます。

○高橋道男君 神戸の設立と同時に、清水の大学もそのまま置かれておいてはならないというところは、先ほど矢嶋委員も言われた通りであります。清水の清水のときにおきまして、東京への移転などともからんで、はかばかしい措置がでけないことを私は非常に憂へるのではありません。仮に東京に移転するならば、先ほどの水産大学の問題ではございせんが、いつになるかわからないというやうに、あいまいな見通しではなしに、はつきりとした見通しを是非最近に立てて頂いて、そしてそれに対する予算措置も同時に考へて頂きたいのであります。清水においてこれを完成するならば、どれほどの費用、経費、予算が要するのか、神戸の場合には、四か年間で億六千万という数字が出ておりますけれども、極めて不備な清水の現状を完備するには、どれくらい予算措置が

必要であるか。又そういう予算措置なりその他のことについて、どういふお見通しを持っておられるか、念のため伺ひたいと思ひます。

○政府委員(稲田清助君) 清水は、とにかく今の設備で教育は続けられる施設でございまして、建物として続けられるのでございまして、勿論将来考へて考へます場合には、恒久的の不燃性建築が必要でございまして、それをいつどう計画するかという問題は、只今言及せられませんでした東京の旧校舎に移るといふ問題の帰趨を待つて考へたいと思つております。併しおおよそこういう建物施設でございまして、このくらの規模のものを完全な不燃性建築といたしますれば、およそ六億程度になるのじやないかと我々は考へております。

○高橋道男君 六億ほどかかるとおつしやるけれども、何年間に完成されるおつもりなのか、それも念のため伺ひたいのであります。

○政府委員(稲田清助君) それは清水の商船大学の元ありました越中島の校地、校舎を使ひます場合に、それと清水と相待つて使うか、或いは越中島のほうに更に充てるかというやうなことは、この校地、校舎の帰趨を待つて計画する予定でございまして、お話をうやな年次計画等につきましては、まだ我々としたしましては成案を得ていないのでございまして。

○委員(梅原真隆君) 主計局長がお見えになりましたから、御質問のかたは……。

○矢嶋三義君 主計局長にお伺ひいたします。このたび神戸の商船大学の新設に当りまして、予備金から本年度八千五百七十二万円、四か年計画で二億六千二百万円国庫支出されてゐるわけでございますが、予備金の三千億からこつて支出をされるということは、曾つてあつたのでございまして、又あの予備金の性格というものは、こつていう方は今後も予想される望ましき形なのかどうか、伺ひます。

○政府委員(河野一之君) まだ予備金支出はいたしておりません。これは一応神戸商船大学を作りますと、どの程度の金が必要ですか。これは大体文部省と御相談申上げてゐるのでございまして、現在国立学校の予算もございまして、一応この中からお使いになつて頂くということもできると思ひます。その不足分については、今後適當の機会において、或いは補正その他も考へられます。いずれ又或いは予備金ということも考へられますが、この点につきましては、幾ら伺ふるかということとはわかりません。

○矢嶋三義君 今途中で難音が入つたので、はつきり耳に入らなかつたので、これは重大な発言だと思つたので、これは重大な発言だと思つたので、予備金から支出が明確化されてゐる。文部省の答弁もさうなつてゐる。只今の主計局長の、これは相当信頼に値する発言だと思ひますが、それによりまして、国立大学の予算もあるから、その中で何とかされるだらう。それで不足の分については考へなくちやならんが、その場合に予備金支出ということも考へられるであらう。こつていう御発言は、発言者並びに文部政府委員の答弁と、主計局長の答弁とはあまりにも懸隔が大きい。一番重大なところでございまして、平島議員は発言者を代表して答弁を頂きたい。

○衆議院議員(平島長一君) 私は大蔵大臣と交渉したものであります。明らかに予備金から支出されることを聞いております。

○矢嶋三義君 文部省は……困りますよ、はつきりしておかんと。

○政府委員(稲田清助君) 昨日東条次長と共に答へいたしました通り、既定の国立学校経費に影響せしめることなく、将来予備金を以て考慮せらるべきものだと考へております。

○政府委員(河野一之君) 少し私の言ひ方が誤解があつたかどうかはわかりませんが、私は、現在これを進行させる上において、国立学校の予算が一応ありますから、それで以て支出されることは何ら差支ないことである。併しそれがために、現在の国立学校の予算に影響を及ぼすやうなことはいたしません。これははつきりいたしておりました。その不足分を予備金で出すか、予算で出すかという問題は、現在すぐ要するものは予備金を出さなければいけません。併しその予備金の額を幾ら出すか、例えば三億なら三億要するものを一億出すか、或いは二億出すか、そのうち補正予算を組むという機会がありますれば、三億のうち予備金を取つた残りを補正予算にしてもいいのでありますから、その全額を予備金で出すかどうかというについては、そのことはその後の情勢によつてきまることである。併しこのことによつて、一般の学校経費に影響を及ぼすということとは考へなければならぬと思ひます。

○矢嶋三義君 と申しますのは、国立学校の予算はあなたがつたの査定のときに収縮されて、もうこれ以上、現在

自信を持つて答えていることは、これは現在の、即ち本年の当初予算の国立学校分を食い込みませんというところが一つ、それから補正もいたしませんというところが一つ、予備金の使途を以て、ほんの僅かであるから、昭和二十七年に限りてはそういう暫定措置をして、文部省並びに地元には御迷惑をかけませんというのが終始一貫した答弁なのです。それを河野主計局長はうっかりして、まあ矢嶋委員のあれに答えられた。答えられたのを訂正するのも業腹なものだから、(笑) 予算の使い方の技術的なことを言つて、これをカバーしようとしませんが、私もそれは承知で承知です。同時に、発議者並びに文部省の答弁を聞いて、我々はそういう不安定な財政措置の上に立つて、こういう重大な法律案を出すんというところは、我々思いたくないし、又思わないでいたのです。従つてあなたの場合の言葉をそのままとるならば、皮肉に岩間君がとつておられるように表現しては、皮肉でも何でもなく、この法律案は非常に不安定ないわゆる財政予算の上に立つが故に、我々は考慮を直さなければならぬということの意味はおおきい。それであなたはその前に使つておられると使つておられると、我々は、百円札で払おうが千円札で払おうが、そういうことを問題にしているのじやなくて、一体予算措置に對して、文部省との話し合いはどうなつておられるのかということをお聞きしたい。即ち御迷惑はかけないということが第一の答弁であらうと思ふし、それからもう一つは、具体的に

言いますならば、僅かの金額でもあらから、予備金から支出することになると、こういうことであらうと思ふのです。それから平島さんはカバーされるが、主計局長は属吏じやなくて、政府委員なのです。我々は、主計局長の言うことは大蔵大臣の言うことだと思ふのです。従つて権威のある答弁をお願いしたい。あなたの答弁次第によつては、本法律案に對して基本的に考え方を変えなければならぬ、教育の振興のために。

○政府委員(河野一之君) 神戸商船大學を設立するについて、これがためにほかの国立学校の経費に迷惑をかけないということはおつしやつた通りであります。それからこれに對しての財源、この経費というものは、予備金等を以て措置するということになつておるのであります。予備金等ということになつておられます。

○岩間正男君 私、その点東条次長に昨日お尋ねしたので、三つの方法があるのだらう。予算流用の場合、或いは補正、それから予備金、この三つのうち何をとりだすかと言つたら、はつきりこれは予備金だ、こう答えた。予備金等などというあの尻尾は附いてない。はつきりそう答えておられます。従つてあなたの今の答弁というもの、これはやはり責任者の大蔵大臣の出席を求めるはかなくなる。そうでは、主計局長と次長との間にはつきり食い違ひがある。私はその三つの点をお尋ねしたので、はつきりしないから。ところが東条次長はそう答えておられる。それであなたは、等々と

おかしきことを言つておられますが、はつきりして下さい。

○政府委員(河野一之君) この問題につきましても、東条君がここへ出る場合に、私と打合せをいたしておるのではありません。速記を見て下さい。何と申上げられませんが、予備金等と、予備金等という意味の中には、おつしやるような分子が入ります。併し大部分は予備金であらうと思ふますが、幾ら組みますか、それを全部予備金だといふから今からお約束をして、それで違つたじやないか。それは怪しからんとおつしやいます。これは我々として、責任を以てこういふことをやつておる者としては、そう申上げざるを得ないのであります。その点を御了承をお願いしたいと思います。速記を見ますと、はつきりしませんけれども、

○岩間正男君 而も東条君にはつきり答えておられる。皆さんにはつきり聞かされたと思ふのです。昨日の委員会でも三つの場合を挙げたのです。予算流用の場合と、補正の場合と、予備金と、この三つのうちどれかという、はつきり予備金だと答へられたのですから、食い違ひがあるのです。法案を出す立場だつて、あなたたち先に困るだらうと思ふのです。如何ですか。そのところをはつきりして、つまり提案者においてもはつきりすべきことははつきりすべきだと思ふます。提案者どうですか。

○衆議院議員(平島長一君) 私は、先ほど申上げました通り、予備金で支出されるものと考へておられます。○矢嶋三義君 それでは質問を続けま

す。只今岩間君、相馬君から関連の質問がなされたようでございますが、この問題を質問するに當つて、私の質問に答弁するに當つて、局長の最初答弁したときのお考えと、現在では少し気が変わつて来ておられるように思ふます。(笑) それで、お苦しいところ察するに余りあるわけですが、基本的に、他の国立学校には絶対に迷惑をかけない。重圧は加えないということだけははつきりしたと思ふのです。それから発議者を代表しての平島さんが、この席上におられないが、大臣と確約がある。それから文部政府委員もそういふ御答弁であります。御不満の点は他の委員から追及して頂くことにして、私はそれで一応了承いたします。次にお伺いしたい点は、船員教育に當つて、施設、設備が不十分のために、近代的面で非常に不十分な点がある。従つて具体的に申上げますのが、五つの商船高等学校がある。その高等学校は非常に設備が不十分なので、三カ年計画をかけて、一校六千万円平均を支出して充実にしたい。こういう強い要望を出され、文部省を通じて、大蔵省に要求をいたしましたところ、あなたがたのほうで査定に當つてはこれを百万円に切つたわけですね。それに、五つの商船高等学校当局は、独立後における海運の伸長を圖つて行くに當つて非常に憂慮され、こういう見解をとられておられるわけですね。その僅かの費用を出されなかつた大蔵当局が、ここに新たに四カ年計画とはいへ、二億六千万円、初年度においては八千五百七十二万円という国庫支出をされるのを私はどうも理解しがたいところがあると思ふのでございます。

○政府委員(河野一之君) できるだけ施設については、財政の許す範囲でできるだけ早急に充実したいと思ふております。

○矢嶋三義君 形式的な答弁なんです。私はその比重をつけられた点については、はつきりした答弁がなければ満足できないのです。僅かに五つの商船高等学校についてこれだけの費用で施設しなければならぬ。これは数年来の血の叫びなんです。それはあなたがたの査定のときに打ち切られておられるのです。そしてここに新たに新設するといつて、これだけの多額の金が、三十億の予備金から年度当初に當つて出るといふことに、私はどうも理解しがたい点があるのですが、時間がかかりますので、もう一点お伺いして、私の質問を終りたいと思ふます。先ほど文部大臣に質問したのでございませうが、質つての高等商船学校における船員教育に當つては、授業料もかからず、それから全寮主義の教育をとつておられますので、寮費も取らない。衣服も貸与し、優遇して、そうして高級船員の養成をやつておつたわけですが、現在そういうものが全部やめ

が、こういう五つの商船高等学校の充実としてはどういふふうにお考えになつていらつしやるか、それを承りたい。

○政府委員(河野一之君) 数字を私具體的に申し上げないのでございませうが、商船高等学校のみならず、現在の大学の施設というものは、なか／＼十分でないことは、私もよく承知いたしてゐるわけがあります。財政のいろいろ関係がありまして……

とか労働強化ということとは、私どもの所管ではないことなんで、私は教育を預かつておるので、教育の立場から言っておるのであります。

○岩間正男君 驚くべき御答弁を頂いたわけであります。私たちは産業と結びつかない、そうしてそういうような具体性を持たない教育というもののについては理解できないのです。而もこれは、商船大学というものは、相当技術とか専門的知識、そういう点を養われるためにおやりになるんでしょ。そういう点がなかつたら、それじや一般の大学でいいじゃないか、そういう結論になつて来ると思う。特別にそういうような具体性を持たない教育をやらなければならない。そういう技術の中で、今言つたような戦争前、戦争中に起つたような点について、特にそういうことを繰返さないように教育、こういう点について、教育の方針を特に重きを置くという点がなかつたら……、どうお考えになりますか、提案者にちよつとお聞きしたい。

○国務大臣(天野貞祐君) 商船大学であるから、商船の技術をやることは当然のことでございます。ただそれをやるのに、ただ一個の技術者を作るというのではなくして、同時に人間として立派な人間を作つて行きたい。あなたの言われることは、ここにおる周囲の人は誰もわからんといつております。(笑聲)

○衆議院議員(平島良一君) 岩間君の言われるのは、そういう商船隊がたくさんできた場合に、日本の商品がどんどん外国に出て、ソシアル・ダンピングをやるのではないか。そういうようなことでは日本の信用をます／＼阻

害するのであつて、好ましくないとおつしやるんだらうと思ひますが、それは御尤もでございます。併しながら今の日本の状態においては、それだけで私は商船隊が十分なりとは絶対に考えないのであります。これはどなたもお思ひになるだらうと思ひるのであります。これを海国日本である日本の再建といふことを考えますならば、私は三百八十万トンくらいではまだまだ少いのであつて、どん／＼造船計画といふものを立てて行かなければならぬと思ひますが、それが直ちにダンピングと結び付くとは私も考へておらないのであります。そういうことのないように、国際場裡に立つて日本の経済を考え、貿易を考えて教育されるものと私は考へておるのであります。

○岩間正男君 前の文部大臣の御答弁でありますけれども、(笑聲)やはり私の質問には答へて頂いていないのを残念に思ひます。私はそういう点について、むしろ量よりも質の問題について、お伺ひしたはずでございますが、實際具体的にはお答えがない。それでも少し教育方針の中でお聞きしたいのですが、今申しましたようなソシアル・ダンピングの具体的な手段として動いた商船隊の行動というものは、やはり戦争の大きな誘因になつたのだと思ひます。これは世界の認めるところだと思ひます。従つてそういうような事態を再び繰返さないために、当然日本の貿易政策の問題として関連して来るのでありますけれども、そういう船員たちは一体、飽くまでもこれは平和貿易といふ建前に立つのである。或いは又戦争に依存するような経済政策の一環と

しての貿易政策というものは、相当これは現在の情勢だと、進みかねない事態が生じて来ておるのであります。そういう点から考へますと、私は飽くまでもこれは平和に立脚したところの、いわゆる平和産業の無制限拡大といふような形で以て、どん／＼までもそういうような政策の精神を深く入れておくか、或いは又止むを得なければ、一方では遮断しても、一方では競争的な経済的な体系の中でも役割を果して行くのだ。こういうようなことと進めて行くかといふことが非常に基本的な重要なことになるのであります。従つて今度の教育方針の中で、一体そういう点をどういふふうに徹底させるようにお考えになつておるか、これは天野文部大臣に……。

○国務大臣(天野貞祐君) そういうことがよくわかるかといふのが、私の言う教養といふことです。

○木村守江君 議事進行についてですが、大体質問も終了したようでありまして、この辺において総括質問を打切ることの動議を提出いたします。(早い)と呼ぶ者あり

○委員(梅原真隆君) 岩間さん、簡潔に話して下さい。

○岩間正男君 簡潔にしておる積りですがね。具体的に聞きますが、飽くまでも平和産業の無制限拡大によつて、あらゆる地域とこれは交流して、そして貿易を平和産業と結び付けてやつて行くといふような点について、これは徹底的に教育するのか、それともやはり一方に遮断、具体的に言いますと、大陸なんかと遮断してしまふ。そして南方のいわば自然に反した船賃の高いところと結び付ける、こ

うような建前の中で船員を教育するかどうかといふことは……、(笑聲)大分この辺でお笑ひになつておるかたもございませうが、この問題が解決されなければ、これは今後の新しい大学の制度としては、実に重要な問題だと思ひます。そういう点をどういふふうにはつきり船員に教育するか、そうして具体的方策はどうか、こういうことをお聞きしておる。

○国務大臣(天野貞祐君) そういうことは国家の方針で国家で定めることとあります。けれどもどこまでも平和的精神で以てやるというところは当然のことである。而して国家の方針にはどういふふうに即応して行くかといふようなことがわかるかといふことが私は教養だと言つておるのです。

○岩間正男君 国家で定めるのです、国家の政策と結び付かない教育といふものはあり得ないと思ひます。馬鹿げたことを言う。産業と結び付かないなんといふそんな抽象的な大学なんといふものがあるか。たわけたことをおつしやつてはいけません。その中で私はお聞きしておるのです。具体的に、殊に産業と最も深い関係を持つ貿易政策、この商船隊がその中でどういふふう

に今の問題を努力するかです。そうすると、吉田内閣の貿易政策は、例えば近頃とこの中国との貿易といふような問題についてどういふふう

に具体的に教える、或いは又南方と結び付かなくちやならないといふ貿易政策についてどういふふう

に教える、そういうところの教育方針が具体的にこれは示されなければならぬ。飽くまでもこれは吉田内閣のとつていふところの、いわゆる一方は大陸は遮断する、そ

うような建前の中で船員を教育するかどうかといふことは……、(笑聲)大分この辺でお笑ひになつておるかたもございませうが、この問題が解決されなければ、これは今後の新しい大学の制度としては、実に重要な問題だと思ひます。そういう点をどういふふうにはつきり船員に教育するか、そうして具体的方策はどうか、こういうことをお聞きしておる。

○国務大臣(天野貞祐君) そういうことは国家の方針で国家で定めることとあります。けれどもどこまでも平和的精神で以てやるというところは当然のことである。而して国家の方針にはどういふふうに即応して行くかといふようなことがわかるかといふことが私は教養だと言つておるのです。

て南方地域と結ぶ。或いは遠いところの地方から高い物を高い船賃で買つて来る。こういう政策を止むを得ないものだとつて、どこまでも教へて行くものであるのかどうか。具体的に……。

○国務大臣(天野貞祐君) 要するに国家の方針になります。そういう国家の方針といふものにも、一個の市民としてどう対処するかといふようなことですね。そういうようなことをよく数えて行くといふことが教養を持つことだと思ひます。

○岩間正男君 それだから、教育の面には、具体的にそういうような現実的な政策と結び付いて、そこから要請されて来る面があると思ひますが、もう一つは學の自由という面から、当然それに対しては基本的に、新しい日本としてはこうなくちやならん、船員はこうなくちやならん、そういうような理念、この現実と理念との間だと私は思ひます。そういう点から考へて、例えば吉田内閣が仮に変わるかも知れない。これは半年後になるかどうかかわらないが、変わる。そういうことにも耐えて、新しい日本のこの立場をどこまでも追及して進んで行ける、そういうものがなされなければならぬと思ひます。それが言ひまでもなく、平和に結び付いたところの教育が日本の憲法のありかたとしては当然だと思ひます。そういう形で以て具体的に教育をはつきり打ち立てるための努力をなされておるかどうか、こういうことと

す。こういうことは如何ですか。

○国務大臣(天野貞祐君) 要するに今は吉田内閣なんですから、吉田内閣の政策、考え方でやつて行きますが、学校

で南方地域と結ぶ。或いは遠いところの地方から高い物を高い船賃で買つて来る。こういう政策を止むを得ないものだとつて、どこまでも教へて行くものであるのかどうか。具体的に……。

○国務大臣(天野貞祐君) 要するに国家の方針になります。そういう国家の方針といふものにも、一個の市民としてどう対処するかといふようなことですね。そういうようなことをよく数えて行くといふことが教養を持つことだと思ひます。

○岩間正男君 それだから、教育の面には、具体的にそういうような現実的な政策と結び付いて、そこから要請されて来る面があると思ひますが、もう一つは學の自由という面から、当然それに対しては基本的に、新しい日本としてはこうなくちやならん、船員はこうなくちやならん、そういうような理念、この現実と理念との間だと私は思ひます。そういう点から考へて、例えば吉田内閣が仮に変わるかも知れない。これは半年後になるかどうかかわらないが、変わる。そういうことにも耐えて、新しい日本のこの立場をどこまでも追及して進んで行ける、そういうものがなされなければならぬと思ひます。それが言ひまでもなく、平和に結び付いたところの教育が日本の憲法のありかたとしては当然だと思ひます。そういう形で以て具体的に教育をはつきり打ち立てるための努力をなされておるかどうか、こういうことと

す。こういうことは如何ですか。

○国務大臣(天野貞祐君) 要するに今は吉田内閣なんですから、吉田内閣の政策、考え方でやつて行きますが、学校

は学問というものを主として行つて、
学問の研究批判というやうなことを
商船学校といふやうなやつて行く。だから
わかれ、できるだけとらわれないで、
研究批判という立場からやるといふよ
うにして行くのがカルチュア、教養
なんだと考えております。

○岩間正男君 これは抽象的なお答え
ですな。実際は教則だとか、そういう
ものを見せて頂ければ一番いいのです
が、これはもうできておりましたよう
な。これは稲田局長に答弁願いたい。
商船大学のいろいろな教科課程だとか、
その中のいろいろな精神、どこに
象徴するとか、そういうやうなものは
できておりましたやうな。

○政府委員(稲田清助君) お話のよ
うな諸点は、学長が任命せられて、
学長が大学管理機関によつて決定せら
れるものであります。

○岩間正男君 文部省ではないのです
か。

○政府委員(稲田清助君) 大学に関し
まするやうな種類のものは、大学自
体がきめます。

○岩間正男君 指導方針はないのです
か。

○政府委員(稲田清助君) 大学の教育
研究の自由に基づきまして、大学それ自
身が樹立いたします。

○岩間正男君 何らそれに、基本的な
方針としては文部省は関知しないとい
う御意見ですか。

○政府委員(稲田清助君) 大学設置審
議会が審議いたします一般的な、例
えば航海課であればどういふ講座があ
るか、講座組織があるか、それについ
てどういふ施設があるかというやうな

点につきましては、勿論設置者たる国
が考えますけれども、教育方針それ自
身は大学それ自身がやります。

○岩間正男君 教育行政の立場からど
うです。

○政府委員(稲田清助君) 教育行政の
立場では、そういう施設の設置者た
る国がいたしまして、学問研究の自由
が行われます素地を形作るつもりに考
えております。

○委員(梅原眞隆君) 他に御発言は
ございませんか。…… 本案に対する御
質疑は終了したものと認めて御異議ご
ざいせんか。

○委員(梅原眞隆君) 御異議ないと
認めます。

ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員(梅原眞隆君) 速記を始め
て。

それではこれより討論に入ります。
御意見のおありのかたは、賛否を明ら
かにしてお述べを願います。なお修正
の御意見もございましたら、この際お
述べを願います。

○堀越儀郎君 私は、本法律案に修正
案を提出いたします。その修正案を朗
読いたします。

国立学校設置法の一部を改正する
法律案の一部を次のように修正す
る。

附則第二項を次のように改める。
2 行政機関職員定員法(昭和二十
四年法律第二百六十六号)の一部を
次のように改正する。

第二條第一項の表文部省の項中
「六二、五八八人」を「六二、五八
八人」に、「六〇、九六一人」を

「六一、〇二一人」に、「六二、九
七四人」を「六三、〇三四人」に、
同表運輸省の項中「二三、八二九
人」を「二三、八一七人」に、「二
八、一九四人」を「二八、一八二
人」に、同表合計の項中「八四一、
六九一人」を「八四一、六六七人」
に改める。

修正理由をいたしますのは、本修
正案は、本法案の附則を修正しようと
するものであります。即ち本法案附則第
二項中の改正につきましては、行政機
関職員定員法の一部を改正する法律案
が参議院において修正される以前の法
律案と、現在内閣委員会で審議中の文
部省設置法の一部を改正する法律案と
を基礎として作られたものであります
が、行政機関職員定員法の一部を改
正する法律案は、前述のように参議院
の修正議決通り通過し、文部省設置法
の一部を改正する法律案は、未だ内閣
委員会において審議中であります。従
いまして行政機関職員定員法の一部を
改正する法律案、昭和二十七年法律第
百十五号を基礎として修正いたすもの
であります。

○相馬助治君 私は只今議題と相成り
ました国立学校設置法の一部を改正す
る法律案に關しまして、只今堀越儀郎
君提案の修正案並びに平島良一君提案
にかかる法律案のうち、堀越君提案の
部分及びこれを除く部分について、即
ち原案について、社会党第二控室を代
表いたしました、賛成の意思を表明す
るものでございます。

御案内のように、我が国が独立後に
おきまして、国家の再建の道として、
当然に自立経済の充実を図り、これが
ためには、産業の発達とその基本的な
要件でありまして、我が国の地理的環
境等に鑑みまして、この際急速に海運
事業を発展せしめるために、近代的な
商船隊の編成が緊急の要務であらうと
存するのであります。かような意味合
におきますことを第一点とし、第二
には、神戸の立地条件並びに財政負担
に關する地元の熱意等の点に鑑み
まして、この際国立学校設置法の一部
を改正して、神戸に商船大学を設ける
ことは當を得たものであると考えるも
のでございます。但し私どもが討論の
過程において明らかにいたしました点に
鑑みまして、次に述べます五つの
点について、私は十分なる政府の努力
を要望いたしまして、賛成の討論とす
るものであります。

第二点には、差当り船員教育のために
必要でありますことは、現在船腹の
増強に伴つて、極度に必要とされてお
りますのは、差当りどうして優秀な
船員を充足するかという問題であらう
と存じます。この観点に立ちまするな
らば、今商船大学を作ることよりも、
むしろ再教育のためにこそ国費を多大
に支出しなければならぬと私は主張
いたしましたのであります。これに対
しまして政府は、再教育については、
神戸大学新設の如何にかかわらず、十
全なる努力をすることをこゝで確言さ
れたのであります。再教育に關しま
しては、特に想を新たにされて、財政
的な規模の許す限りにおいて、現に再
教育を受ける者のために財政援助を大
幅に与えて、これが完成を期すべく努
力されたいと思ふのであります。

第三の点は、国立学校の設置法とい
うこの重大なる法案が、政府提案にあ
らずして、議員提出を以てこゝに出さ
れたことを我々は問題としたのであり
ますが、財政的な裏付けの点につい
て、政府が將來心配なしと太鼓判を押
すならば、我々もいたしましては、議
員提出のものに問題のあるはずは
ないのであります。ただ討論の過程に
において、特に本日的主計局長の言明に
おいて我々が感知し得たことは、果し
て文部省と大蔵省とにおいて十分なる
話合があるものであらうかという疑念を
持つたのであります。これに對し
ましては、特段に文部大臣が、今後国
家財政の面において、これらの確言の
実現方について努力することを私は要
望して止まないものであります。

第四点には、この法律案が成立いたし
ますと、神戸市は四カ年間に互つて

二億五千万円という巨額の地方財政支出を余儀なくせしめられるのであります。現在の地方財政の逼迫状況その他を勘案してみまるときに、これは容易ならざる負担財政であらうと思ふのであります。従ひまして、当然超償という問題が起るかと思ふのであります。大蔵当局の説明によりますれば、この問題についても能う限りの協力をすると申しておるのであります。これら点について一つ、それらの言葉が不渡手形でないことを私は強くここで釘を刺して、政府にその実現方を要求しておくつもりであります。

次には、折角清水にありますところの大学、これに対して今般神戸に大学を設けるということは、学園その他思ひざるトラブルが将来予想せらるるのではないかと、この問題を、別な角度を以ていたしますならば、二つの大学が相励まし合つて、その學術を盛くするという利点も認められると思ふのであります。問題は、財政的措置がこの両大学に対して十分にとられるであらうかどうかというところにかかると思ふのであります。

以上要しますに、船舶教育というものには非常に大切なものであり、将来の日本の運命を決するものであらうと思ひますと同時に、船舶は国民外交使節としての役目を持つものであります。故に、特に政府におきましては、この法律案の示す目的並びにその趣旨に従つて十分なる努力を今後払われることを要請して止まないものであります。

要しますに、私は本大学設立については、最初多大の疑念を持つたのであります。政府当局の答弁に信頼し、大蔵大臣並びに文部大臣の努力を要望いたしまして、本法案に対し賛成の意思を表明するものであります。

○矢嶋三義君 私は、海運の発展と貿易の伸張を念願する意味におきまして、如何なる人にも人後に落ちるものではないと思ふ。只今議題となつております修正案を審議して本日までに参りました。その審議の過程において、理解できない点が多々ございまして、併しながら本案が衆議院の全会一致を以ちまして議員提案になつておるといふ点におきまして、衆議院の提案者諸君に敬意を表すると共に、特に本法案の成立に當つて熱意を持たれておるところの平島、若林両君の熱意に共鳴し、その信頼の下に、本修正案を含む法律案に賛成の討論をなさんとするものであります。

以下若干の意見と要望を述べたいと存じます。

先ず申上げたいことは、文部省の態度でございます。私は、審議の過程においていろいろ質しましたが、高級船員の養成について、確たる基本方針を持つていないという点に遺憾の意を表明します。と申しますのは、二十七年度の予算が確定する以前において、すでに文部省から、清水の商船大学に対して二百四十名の採用をしたいというところの通知を出しておられるし、なお昭和二十六年年度においては、定員百六十名に対して二百名の採用をやつております。更にこの法律案が出て来る以前といふものは、文部当局、更に船員教育に從來携わつておつた運輸省にお

いてはその必要性を認めず、清水の商船大学を育成して行くと、それと運輸省の所管であるところの神戸にある海技専門学院の施設の拡充によつて、高級船員を確保して行くと、こういう基本的な立場をとられて来たように私は了承するわけなのであります。それが本日議員立法において、こういう大学が設立されることになつておる現段階において、文部省が当初の見解を異にして来た。こういうところに私は一貫性を欠く点を遺憾の意を表明いたしておきます。

次に申上げたい点は、審議の過程において、発議者は、後ほど取消されましたけれども、地元負担の二億六百万円、その一部は船主が寄附するようになつておるといふことを一応答弁なさいました。更に先ほど審議の過程において、高橋委員は、某船主から寄附を要求されておつて困るという発言があったわけでございます。更には船員教育を一元化してはどうかという質問に對しまして、稲田大学学術局長は、再教育は船主との関係もあるもので、これは文部省に移管しない、運輸省の現状のままにしておいたほうがよろしい、こういう御発言がありました。これから私は感ずるのでございますが、商船教育におきましても、私は教育の自主性というものは絶対に必要だと考へます。従ひまして、今度設立される大学は、二億に余る半額は地元負担になるわけでございますが、断じて教育の自主性を侵害しないように、関係者において十分注意されるよう要望するのと共に、船員の育成が船主と非常に関連性があるという立場において、船員教育というものが常に船主から牛耳

られてゐる形が私はあると思ふ。更にこれを発展して論ずるならば、我が国の海運政策というものが、若干船主協会あたりから左右されている面も否定できないのではないかと、さういふ立場から、今後の我が国の海運政策というものの、国家的な立場から確立するよう要望するものであります。

次に申上げたい点は、先ほど質問申上げましたように、この商船高等学校にしろ、或いは新設される大学を含む二つの大学の教育にしろ、これは特殊的な面がたたくさんあるのでございまして、こういう学校に就学してゐるところの学生生徒諸君は、非常に経済的に困つております。将来我が国が大洋に海運の伸張を期して行くに當りましては、優秀な素質を持つところの学生生徒諸君を吸収しなければならぬ。こういう立場から、先ほど質疑応答に、天野文部大臣並びに主計局長の発言がありましたように、こういう学生の教育に十分の国庫負担をなされるように処理されることを要望いたす次第でございます。

次に申上げたい点は、この神戸商船大学が発足した後の大学のあり方、並びに管理運営の点でございます。と申しますのは、神戸におきましては暫定的に海技専門学院、これは運輸省所管であり、神戸商船大学は文部省所管である。こういう監督者の系統の違ふ二つの学校が、而もその学校に学ぶ学生生徒諸君は、一方は妻帯者が多く、一方は新制高等学校を卒業した若い生徒諸君である。こういうような教育機関が同じ場所、同じ建物の中で教育を行はれておるといふ点につきましては、よほど意を払わないといふと、私は由々

しき事態が起ると思へます。その管理運営の面に十分の助言と指導とを与えて頂きたいと同時に、神戸商船大学と清水商船大学の対立意識の緩和につきましても、然るべき処置を強く要望する次第でございます。

最後に要望したい点は、私は先ほど質疑もいたしましたが、やはり船員教育というものは、文部省に一元化されるのが適当だと、こういうふうに私は考へるものであります。昨日運輸大臣に質問いたしましたところが、運輸大臣は、現在海技専門学院を文部省に移管するつもりはないという答弁がございました。本日稲田大学学術局長の発言によりますと、急速に増大しつつある船腹、これに應ずるために、再教育を現在急速にやらにやならん、この急速にやる段階においては、運輸省において所管するのが適当であるが、漸次にこれが平常化された状態においては、再教育というものは文部省所管で行くのが適当だ、こういう内容を持つところの答弁をされましたが、この点については、私は同感の意を表明するものであります。やがて設置されるであろうところの大学の学院、或いは海技学院から下級船員の養成機関、これらをすべて一元化して教育を遂行されるのが適当だと考へまするので、それらの面につきましても十分検討審議されるよう要望いたす次第でございます。

冒頭に申上げましたように、審議の過程においてはいろいろと理解に苦しむ点があるのでありますが、超党派的に、衆議院の議員提案でございますし、提出者を代表されまして、平島委員が誠意あるところの答弁をなされて

おりますので、その信賴にゆえまして、私はこの法律案に賛成の意を表した次第でございます。

○堀越健郎君 私は緑風会の一員として、衆議院が提出しました修正案を含み議案に賛成いたしますが、次の諸点について提案者並びに政府に強く要望をしておきたいと思ふのであります。

その第一点は、先ほども述べられました。提議者も政府も、その点に問題のありません。提案者が政府も、その点に問題の内容を善処するように質疑応答の中に介明があつたのでありますが、私が聞いている範圍においては、それに反対する相當の見解も我々の耳に入つておるのでありますから、將來海運日本の発展のために、この学園の問題は十分留意されて、交渉されるように御努力願ひたいと思ふのであります。

次は文部大臣に要望したのであります。大学の濫立を避けて頂きたいということであります。大臣が就任された早々、余りに大学の多いこと………弱小の大学を整理して若干の非常に基礎の強固な大学にしたいという意見を、これは個人的にお述べになつたのであらうと思つてあります。併しながら非常な限りは、この問題は現に不可能なのであります。が、将来同じ考えを以てお進みになりまして、必要不可欠な場合、又将来の日本教育の問題から考えて、特に必要であるという場合以外は、そう簡単に大学を設立されないよう、基礎の確立、充實をお図り頂きたいということを特に要望したのであります。

それからその次は、船員再教育の問題にからんで、運輸省との関係であり

ます。昨日の運輸大臣の答弁にも、多少の含みはあるように私は了承したのであります。昨年商船高等学校五校を

文部省に移管いたしましたときにも、将来運輸省と文部省との間に磨擦がある虞は、つてはならない。円滑に移管が進められなければならないというので、文部大臣、運輸大臣両大臣から覚書を本委

員会として頂戴した記憶を持つてゐるのであります。今日それほどのことをしなくとも私はいいと思うのであります。が、将来この船員再教育という問題と、新しく教育する船員との問題にからんで、文部大臣と運輸大臣との間に円滑に行きまするよう、特にこれは運輸大臣なり、文部大臣に要望してやまないものであります。

それからもう一つは、清水の商船本学を拡充すれば、神戸のほうは要らな

という議論も相当聞いているのである。併しながら将来の日本の海運のために、又地方的の問題から考えて、神戸の商船大学を設けられることは何対ではないのであります。それが、ために清水の商船大学の運行が遅れるというようなことのないよう、特に十分当路者に要望したいのであります。

最後に負担の問題であります。四億圓というものが四カ年で計上されておりますが、その半額が地元負担ということは、提案者からも承知するのであります。四カ年といへば、相当な負担を地元が負担することに相成りますので、この点について決して無理のないよう、十分な御留意を頂くよう要望いたしまして、本案に賛成する次第であります。

○若岡正男君 私、日本共産党を件

表いたしまして、この法案に反対するものであります。

まず第一に、この商船大学が作られますが、これを簡単に要約して申し上げますが、これになるのでありますが、当然のことになります。

これは、現在進められておりますところの吉田内閣の貿易政策、それに伴いますところの造船計画、そういう形で、これはのつびきならない関連を持つて来ることは当然だと思ふのであります。そこで現在の貿易政策そのものがどういふことになつておるか。これはすでに私の多く指摘する必要もないのでありますけれども、関西の例を見ればわかる。いわゆる最も距離的に近いところの中国と遮断する。或いはソ

ヴェスト國と遮断する、こゝういふ形で、最も安い原料と短時間に、安い船賃で入れる。そうして国内の生産をそれによつて安いコストにする。従つて國際貿易のうちには太刀打ちのできる態勢を整えることができる。そういうふうな条件のあるにもかかわらず、これを遮断して、わざと進んで、こゝう南方諸地域と結んで、そのために高いところの原料、二倍、三倍に高るところの高い原料を、又高い船賃で以て押しつける形で以てこれは輸入しておる。こゝういふ政策をとつておることは、明らかにこれは自然に反すると思ふ。こゝういふ点につきまして、私たちが、吉田内閣の貿易政策そのものに對しまして、しばしばこれは予算委員會あたりで以てこの点について論及して來たところでありますが、この下請として、こゝういふ船員たちが、今後こゝ

であります。このことは非常に私は重要な問題だと思う。こういうことでな

久的な民族の運命というものに目を置いて、そうして時代の政治的な影響と
いうものにたやすく動かされないよう
な政策の上に立つて、国家の教育がな

されるのであつたなら、私はこれによつて、
うな貿易政策そのものが直接要求した
形で、直ちに具體的に応える。而も卑
近的な形で応えるという形でこの大學
が設立され、而も先ほどその大學の教
育内容について、私は今までの日本民
族の犯した過去の歴史、そうした生々
しい記憶を挙げまして、これを如何に
具體的に是正するかという問題につ
いて質したのでありますが、何ら答えら
れなかつたのであります。責任者にお

つぎりと端的に物語つておるように、日本の過去の商船隊が犯したところの、こういふような態勢について、どういふふうには私は新しい教育を確立するかといふことは、とてもこれは保すがたいのであります。こういう中で先ずこの商船大学が作られるということ、このことに私は先ず反対したいと思ふ。

第二の問題は、第一の問題とも関連するのでありますが、飽くまでも日本の貿易といふものは、平和産業の無制限拡大、こういうものを基調としてこれは進められなければならない。然るに日本の現在の産業の構造といふものは、これは平和産業とはおよそ似ても似つかぬ方向に漸次強力に再編されつつある。いわゆる戦争経済中心の産業にこれは再編されています。そうし

に貿易の面にしわ寄せされて来るのであります。従いまして当然日本の立場としまして、このままの態勢を流れて

行けば、これは戦争の下請、殊に行政協定や二条約によりまして、現在日本がとられているところのいわゆる日本列島の不沈空母化という形、その形の中心となるところの役割を果たさせられ

中に於ける日本の行動を具へて報告することになりますと、いわゆる商船隊といふものは戦争協力の態勢に大きく持つて行かれる。これはすでに朝鮮事変において、日本の商船が如何にあの水域に出動し、そうして又職安あたりを通じまして、この下級船員たちが如何にこの水域で多くの犠牲を払つておるか。こういうことはありくとした事実であります、今日我々はまざまざとこういう事実を指摘することができると。生いましてこの商船大学が、日

本のごういふような国策が徹底的に平和のほうにこれは戻されて、世界のあらゆる国々とはこれは経済的な面で以て強力に平和的な貿易を推進する、こゝういふ前提でない、反対の方向に、こゝういふ目的に率仕するような形でこの大學の運営がされるといふような危険が十分ににある。こゝういふ点は、非常に我々としましては、日本の民族の将来の運命から考えまして、これは警戒せざるを得ない。そゝういふ点が第二の反対点になるわけであります。

更に又神戸にこの大學が作られたといふことは、神戸が国際的なそゝういふ貿易都市、そゝういふ性格を以て立地条件に恵まれてゐる。こゝういふことを、これはしばしば言われたのでありますけれども、併し神戸において現在必要なものは、果してこゝういふような商船大

学であるかどうか。無論その要求も一部にあるでありましよう。併し多くの神戸市民はどういうふうに考えているかという、神戸はむしろ今置かれているところのこの状態、殊にこの港の大部分、八千五百メートルもの港が、未だ軍に接収されたまま未解除になつてゐる。こういう形で貿易を開き、ここで本場に打開しようにも打せずしてこの軍接収の港を解除してもらいたいという切実な要求である。この要求に、私たちは今日において、むしろ先に先ず応えるのが私は政策として非常に重要だと思ふ。ところがそういう問題とはこれは無関係に、ただ大学だけをでつち上げて行くということ、本場に神戸が将来これは、一つの貿易都市として隆盛になり得るかどうかわからない。

もう一つは、先ほども申述べましたが、これは関西におけるところの殊に貿易港としまして、関西においては、何と言つてもこれは中小企業というものが基盤を置かなければならない。この関西の財界の現状を見ますと、この殊に最近二、三年の間にとられましたところのこの米軍の占領下におきますところのいわゆる外貨割当権、或いは貿易管理権というものがすっかり握られてゐる結果におきまして、例えば新三品につきましては、非常にこれは押付輸入が行われてゐる。そうして高いときに物を買わされる。そのときには外貨の割当を非常に強力にする。そうして二倍、三倍の高い物を買わせる。ところがそのために起つたゴムとか繊維、皮革、こういうものが、その後国際物価の値下りによつて大打

撃を受けてゐる。そうしてその損害が正に四、五百億だと言われている。更にその後に起つた繊維短絨の問題、こうした事情が絡み合ひまして、どうして現在持つてゐるところの滞貨を新しい市場に向ひまして、平和的な貿易を大きく興さなければならぬ。こういう態勢は、すでにソヴィエトの国際経済会議の間における情勢を通じて、日本の業者としては、つい日の前の市場がまるで遠くのイギリスとかその他の商品によつて満たされるといふことは、これは我慢できない。どうしても中小企業の打開ということが切実に叫ばれてゐる。こういう大勢の中におきまして、こういう問題とは遮断したところの方式で以て、ここに海員を如何に増員してみても、これは根本的な対策にはならない。現実的な要請には応えることはできない。

こういう形で一方で作られて行くのでありますが、その結果当然先ほどから問題になりました地方財政負担が非常に多くなる。こういう形で半額を地方が負担する。神戸の現在の財政状態を見ますと、非常にこれは苦しみます。そのためには、非常に公務員の首切りなどということが行われてゐる。これは千名にも上つてゐる。これは赤十字も相当の額になつてゐる。市吏員の給料なんかの支払いにも困つてゐる。こういうような地方の財政の中におきまして、果して一体五年間に互に二億以上の負担がなし得られるかどうか。むしろこういうような切実な問題のほうを先に取上げないで、そうしてこれは大学だけを建ててみて、話にならんやないかと、こういうふうにならぬ。こういう点につ

いて、どうも抽象的に学校を建てるといふことではならぬと思ふ。そういう点で天野文部大臣は、今までの日本の七十二の終戦後にできたところの大学について、大検討を加えなければならぬといふことを常々抗議してゐる。その一方におきましては、このような大学の、どういふ政治的事情があるのか知らないのでありますけれども、一方ではやすすぐとこれを増設して、今後こういうことで、どういふふうになつては統一されたところの一国の教育、殊に大学教育の政策として打出すのであるか。私は放漫にこれは伸びたところの一つの機構といふものを収縮する場合には、非常に困難が伴ふものだと思ふのであります。而も又その大学の内容はどうか。これは言うまでもなく、まだ学生も教授もアルバイトを統けてゐるというふうな状態、研究心も非常に不足である。どこも充足されな

い。私は、重点的にこれは大学の質を上げて、そうしてその大学の現状におきましては、内容の充実を圖らなければならぬ。然るに幾何的に数だけ殖やし、そうして日本のこのいわゆる十二歳経済にはとても負担し切れないところの七十二の大学を作り、その上に又一校新たにこういうものを作ろうとしてゐる。こういうことは、我々はどういう点から、どのような一休財政計画と教育計画によつて、このことが文部省によつて容認されてゐるのであるか、甚だ理解に苦しむのであります。こういう現実の問題とやはり絡み合わせないで、教育政策を律するなどということは、これは全く架空のことだといふふうにならぬのであります。

こういうような以上申し上げました点からしまして、この神戸商船大学の設立といふことは、非常にやはり今後私は問題を生むのじやないかと思ふのであります。この大学が設立される経緯について、私はつまびらかにしないのであります。一、二耳にした点におきましては、甚だ芳ばしからぬところの情勢を私は聞いてゐるのであります。ましては、堂々と確信のある、そして堂々とその所信をこれは天下に発表できる形で以て、こういう大学が設置されるのでなければ意味を持たないと思ふのであります。

以上申し上げましたような点を私は主なる理由として、このような大学の設置に對しまして私は反対するものであります。○高田なほ子君 社会党第四控室を代表いたしまして、日本経済の独立という大きな観点に立つて、その一歩前進であるといふ前提の下において、条件をつけて賛意を表したいと思ふのでございます。前発言者から幾多の条件が附されておられますが、私はここに言葉を重ねて申し上げますが、残された問題は、形式的には立地条件は整備しておられますけれども、内容的には、学閥抗争の問題、或いは財政的措置の問題、或いは今後の貿易問題と関連する船腹増強計画というふうな、幾多の問題が残されておりますが、これは前発言者と同様に、私も今後の大きな課題として、この解決が一日も早からんことを希望するものでございますが、とりわけ財政的措置については、国立大学は地元負担において賄われるといふことが

一つの教育の畸形的なありかただと考へます。特に神戸市においては、財政逼迫の折柄、四億の赤字を克服して、この大きな負担に耐えようとしておるのでございます。この点などは、特に考慮しなければならぬ問題であると思ふのでございます。更に船員の再教育の問題、これ又現に多くの失業船員が港に溢れておるのでございまして、故に、これらの船員に對しては、特に國家の保障によつて、優秀な船員が再びよい仕事ができるような保障がされるべきであらうし、又そういうことを強く希望いたします。

次に清水大学の問題であります。この問題は、前発言者の通り、極めて少額の教育費であります。故に、一つの大学よりは二つの大学ができた場合には、これは薄くなるのが当然であります。このような杞憂を解消されるような財源措置は是非生むといふことが緊急の問題ではなからうかといふことで、強くこの点を希望いたします。最後に、特に天野文部大臣に私が希望申し上げたいことは、一応立地条件は揃つてはおりますけれども、私からこのことについては申し上げるまでもありませんが、学制改革の實質的確立を目標とする立地条件が考えられなければなりません。特に国立大学の設置については、甚だしいと考へさせられることを耳にすることが多々ございまして、これは緊急の文教政策として、国立大学設置に關して計画的な、又学制改革の基本を行くといふ、その道を逸脱しないような明確な方針を是非樹立して頂きたい、かく考へるものでございます。私がかく申し上げることは、こ

の神戸大学の設置に關連いたしました、更には又二、三の大学が設置されるやの風聞を聞くのでございますけれども、このようなことは断じて私は了承できない。飽くまでも文教政策の公平な一環として行われなければならぬというのを強く主張いたします。この希望が容れられますことを特に深く祈つて、私の賛成の言葉にしたいと思ひます。

○木村守江君 私は、自由党を代表いたします。只今付託されております修正案を含む本案に對しまして、簡単に理由を申し上げまして賛成の意を表するものであります。

講和発効後の日本の再建は、自立經濟に待たなければならぬことは今更に申上げる必要がないと存するのであります。自立經濟の確立は、貿易の振興に待たなければならぬのであります。これがためには、船腹の増強を圖らなければならぬのであります。これに伴ひまして、高級船員の養成は必須の要件でありまして、かような観点から、この法案の成立することを心から要望してやまないものであります。ただ本法案の成立によりまして、文部省の教育行政に對しまして、全く經濟的の圧迫を加えないということ、なお清水商船大学に對しまして、今後なお一層の設備充実に留意されんことを附言いたしまして、賛成の意を表するものであります。

○委員長(梅原眞隆君) 他に御意見はございませんか……。別に御意見もないようでございますから、討論は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

昭和二十七年九月二十二日印刷

昭和二十七年九月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

○委員長(梅原眞隆君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。国立学校設置法の一部を改正する法律案について採決をいたします。先ず討論中にありました堀越君の修正案を議題に供します。堀越君提出の修正案に賛成のかたは御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長(梅原眞隆君) 多数でございます。よつて堀越君提出の修正案は可決されました。

次に、修正の部分を除いた原案全部を議題に供します。修正の部分を除いた原案に賛成のかたの御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長(梅原眞隆君) 多数と認めます。よつて国立学校設置法の一部を改正する法律案は、多数を以て修正議決されました。

なお本会議における委員長の日頭報告の内容は、本院規則第四百条によつて、予め多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において、本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御了承願ふことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(梅原眞隆君) 御異議ないものと認めます。

それから本院規則第七十二条によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき、多数意見者の署名を附することになつておりますから、本法案を可決することに賛成されたかたの順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

相馬 助治 川村 松助
白波瀬米吉 木村 守江
矢嶋 三義 中山 壽彦
堀越 儀郎 高田なほ子
○委員長(梅原眞隆君) 本日はこれで散会をいたします。
午後六時一分散会